

令和5年12月21日

◎明神委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(10時7分開会)

◎明神委員長 本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。なお、委員長報告の取りまとめについては、25日月曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。なお、補正予算のうち、人件費の説明は、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思っておりますので御了承ください。

《総務部》

◎明神委員長 それでは、総務部について行います。

初めに、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より長岡教育長、警察本部より高清水本部長が同席しております。

◎徳重総務部長 それではまず、今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

お手元の資料でございます。ほとんどタブレットを御覧いただいているかと思っておりますので、その概要を御覧いただきますけれども、紙資料としては青色のインデックスで総務部とついた総務委員会資料の、議案補足説明資料の2ページ目からとなります。令和5年度12月補正予算案の概要と書いている資料でございます。

今回の一般会計補正予算案につきましては、主に物価高騰や国の総合経済対策への対応を図るためのものがございます。

まず下の(2)歳出の表のうち、補正額の小計Bの欄の一番下の行でございますけれども、総額で307億1,822万4,000円の増額補正となっております。これは、12月補正予算としては平成以降で3番目の規模となっております。

内訳といたしましては、通常分が7億400万円余りの減額。国の経済対策分が314億2,200万円余りの増額となっております。

経費別で申し上げますと、小計B欄の上段の(1)経常的経費が64億7,800万円余りと

なっております。これは医療介護施設や農業者などへの物価高騰に係る給付金やL P ガス代支援などソフト事業の経費のほか、県人事委員会勧告に伴い増額する人件費などでございます。

また、中段、（２）投資的経費は242億3,900万円余りとなっており、主に国の5か年加速化対策を活用したインフラ整備に係る経費でございます。

これらの歳出を賄う上の表の（１）歳入の補正につきましては、補正額の小計B欄の中段（２）特定財源が269億3,800万円余りとなっております。内訳といたしましては、国庫支出金が5か年加速化対策などの公共事業に係る国庫補助金や、重点支援地方交付金、臨時交付金のことでございますけれども、こちらが161億8,700万円余り。県債は、主に公共事業に係るものとして、102億9,200万円。その他は、公共事業に係る市町村からの負担金など4億5,800万円余りとなっております。

また上段の（１）一般財源につきましては、37億7,900万円余りとなっており、ほぼ全額を、今回の総合経済対策に伴い国から措置された、地方交付税の追加交付分を活用しております。

以上が、補正予算案の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。

第1号議案令和5年度高知県一般会計補正予算の所管分でございます。資料としては3ページ目になります。総務部補正予算総括表でございます。

今回補正予算でお願いいたしますのは、補正額欄の一番下の計、一般会計の総額、21億9,769万5,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、人件費や、減債基金への積立てに関する補正でございます。このうち、時間外勤務手当等を除く人件費につきましては各課共通事項となりますので、私から一括して説明をし、各課長からの説明は省略させていただきます。

人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程をしております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当などの改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものでございます。また会計年度任用職員改定分につきましても同様に計上をしております。

人件費補正以外につきましては、行政管理課、財政課から歳入歳出補正予算を、また、政策企画課から、債務負担の補正予算を提出させていただいております。こちらは後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

次に、条例その他議案でございます。4ページ目を御覧ください。総務部からは、第10号から第12号の条例議案3件と、第15号及び第16号のその他議案2件を提出させていただいております。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございますが、財政課からの、会計検査院の实地検査の結果についての1件でございます。詳細につきましては、後ほど財政課長から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の状況について御説明をさせていただきます。資料としては5ページ目になります。表題に、主な審議会等の状況（総務部 10月5日～12月20日）と記載された資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては10月20日、11月20日及び12月15日に開催をいたしまして、諮問案件2件について審議をしており、答申が決定をされております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては11月21日に開催をいたしまして、諮問案件2件について審議をしており、2件とも審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては10月24日、11月28日及び12月8日に開催をいたしまして、諮問案件2件について審議をしており、2件とも審議を継続することとなっております。

次に、高知県固定資産評価審議会でございます。3年ごとの評価替えの前年度に2回開催をしているものでございまして、本年度が開催の年となっております。1回目の審議を12月6日に開催いたしまして、各市町村の代表的な土地の評価額について審議していただき、了承をいただいております。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

〈行政管理課〉

◎明神委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに、第10号議案及び第11号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 当課からは予算議案が1件、条例議案が2件、合計3件を御説明させていただきます。

それでは、議案の順番と異なりますが、関係します課が多いことから、先に給与改定に関する条例議案2件につきまして、関係課を代表して御説明をさせていただきます。タブレットに表示させていただいております資料でございます。なお紙の資料ですと、議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の1ページとなります。

まず、第11号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について、御説明をさせていただきます。

1 条例改正の目的ですが、高知県人事委員会による令和5年10月13日付の職員の給与等

に関する報告及び勧告、いわゆる人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、職員の給料月額、期末勤勉手当などの改定とともに、地方自治法の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給などを行おうとするものでございます。

2 対象条例は、（１）から（７）に記載をしております7条例でございます。

3 主要な内容でございます。まず、（１）人事委員会勧告対応について御説明をさせていただきます。給料表につきましては、まず行政職給料表につきまして、県内の民間給与と職員の給与との較差1.19%を解消するために、所要の改定を行うものでございます。改定に当たりましては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国においては、初任給や若年層に重点を置いた引上げを行ったことなどを踏まえまして、優秀な人材を確保する観点から、初任給及び若年層に重点を置いた引上げの改定を行うこととしております。具体的には、行政職給料表の大卒程度及び高卒程度試験で採用された職員の初任給を1万2,000円引き上げますとともに、若年層が在職する号給を重点的に改定し、その他は1,000円以上引き上げることとしております。また、その他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。

イ、初任給調整手当につきましては、医師や歯科医師といった採用による欠員の補充は困難であると認められる職に対しまして、一定期間支給することとしている手当でございます。表にお示ししておりますとおり、医師、歯科医師に対する支給月額の限度額につきまして、国家公務員の改定に準じまして、現行の41万4,800円を41万5,600円に引き上げるものでございます。

ウ、期末手当及び勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員の年間支給月数を4.20月から4.35月へと0.15月引き上げるものでございます。

2 ページを御覧ください。そのほかの定年前再任用短時間勤務職員につきましては、現行の2.20月を2.275月、特定任期付職員等につきましては、現行の3.18月を3.295月、会計年度任用職員につきましては、現行2.55月を2.65月へ、それぞれ一般職員の改定割合に応じて引き上げることとしております。

次に、（２）会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は、地方自治法の改正によりまして、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことを踏まえまして、条例を改正するものでございます。支給月数につきましては、今回の改定後の常勤職員と同じ月数としております。

（３）災害派遣手当に係る規定の整備は、国や他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当の1つである新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当につきまして、地方自治法の改正に合わせまして、名称を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更するものでございます。

最後に、4 施行期日等は、公布の日から施行しまして、3（１）のア給料表の改定に係

るものは本年4月1日から、3（1）のウ期末手当及び勤勉手当について、12月期分については、本年12月1日から適用することとしております。具体的には、給料につきましては従前どおり4月1日に遡って改定を行い、また期末勤勉手当については、本年度の改定分につきましては12月期に引き上げることとし、議案をお認めいただきましたら、年内に差額支給を行いたいと考えております。

また、ただし書の部分ですが、3（1）イ初任給調整手当、ウ期末手当及び勤勉手当の次年度以降に係るもの、3（2）会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、3ページを御覧ください。続きまして、第10号議案高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明をさせていただきます。

1 条例改正の目的ですが、議員の皆様及び知事等に対する期末手当につきましては、一般職員の引上げに準じて改定を行おうとするものでございます。

2 対象条例は、記載の2条例でございます。

次に、3 主要な内容でございます。（1）期末手当に係る年間支給月数の引上げは、一般職の職員の期末勤勉手当の改定割合に応じまして、期末手当の年間支給月数を3.15月から3.25月に0.10月引き上げるものでございます。

次に、（2）につきましては、本県の経済状況及び財政状況を踏まえまして、知事の給料月額について特例的に減じている率の適用期限を令和6年3月31日まで延長しようとするものでございます。これは、知事の1期目の任期の最終日である令和5年12月6日まで実施しておりました減額につきましては、本年度末まで延長するものでございます。

4 施行期日等は、期末手当に関しましては先ほどの一般職員と同様となります。知事の給料月額の減額に係るものにつきましては、公布の日から施行することとし、令和5年12月7日から適用することとしております。

給与改定に関する条例議案の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

（なし）

◎明神委員長 質疑を終わります。

ここで教育長と警察本部長は退席します。

〈行政管理課〉

◎明神委員長 引き続き、行政管理課所管の第1号議案について説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 それでは引き続き、行政管理課の所管議案について御説明を申し上げます。4ページを御覧ください。

第1号議案令和5年度高知県一般会計補正予算のうち、当課の所管分について御説明を

申し上げます。資料は、時間外勤務手当等予算額・決算額の推移とある資料でございます。

時間外勤務手当等につきましては、知事部局全体の予算額を当課で一括計上しております。当初予算で一定額を計上し、年度途中の業務状況などを踏まえ、例年12月議会で補正をお願いしております。本資料は、平成30年度以降の状況について記載をしているものでございます。今年度は表の一番下、R5の部分になります。今年度につきましては、産業振興計画など主要な計画につきまして、4年に1度の改定作業などがあり、一定の時間外勤務が生じることが見込まれますことから、②の補正等の欄ですけれども、3億2,776万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。増額補正後の予算額は、累計の欄でございますが、昨年度より3.5%の増となっております。

行政管理課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 補正額もあるということですが、その実際の時間外労働が、どこの部署でどんな事業で多かったのか、お願いします。

◎寺村行政管理課長 先ほど申しましたとおり、今年度につきましては4年に1度の計画改定作業ということもございまして、各種計画、産業振興計画や健康長寿県構想などを所管しております産業振興部や農林水などの事業部、また、そのほかにも、今回らんまん等の対応もありまして観光振興部や、中山間ビジョンを策定されましたことから中山間などでも時間外勤務が増えております。

◎はた委員 一方で働き方改革、またデジタル化、いろんな業務の削減努力というのはされてきたと思いますけれども、その効果というのは現れているのでしょうか。

◎寺村行政管理課長 これまでもスクラップ・アンド・ビルドの徹底や、デジタル化による業務の効率化などを図ってきておるところでございます。本年度の事業で言いますと、RPAを導入いたしましたところ、例えばある課では、システムの中から次のシステムに転記するような作業をRPA化することによって、1,500時間かかっていた作業をゼロ時間、ほとんどなくなるといった作業とか、もしくは紙でもらっていた申請書を電子申請に変えることによりまして、そうした転記の作業などもRPAでやることで、160時間ぐらいかかっていた作業がゼロになるとか、個々の努力はやっております。ただ一方で、今既存の業務の中では、できるだけ効率化を図って、削減を図るような努力はしているところでございますが、今年度は特別に4年に1度ということもありまして、一定作業が増えることになって、若干時間外労働が増えるのではないかと補正をしております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈政策企画課〉

◎明神委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎甬喜本政策企画課長 当課の12月補正予算について御説明をさせていただきます。議案補足説明資料の赤色のインデックス、政策企画課をお開きください。

債務負担行為の追加について説明をさせていただきます。東京事務所の令和6年度から9年度までの賃借料等としまして、1億1,363万2,000円を計上しております。東京事務所は現在、JR山手線、新橋駅近くの内幸町ダイビル7階に入居しておりますが、賃貸借の契約期間が令和6年3月31日をもって満了いたしますので、前回と同様4年間を期間としまして、契約更新を行おうとするものでございます。

更新月額賃料は現在の契約に比しまして約13万円の減。4年間の契約期間で、賃料で620万円余り、敷金で140万円余り、合計で760万円余り安くなり、妥当なものであると考えております。

なお、現在の契約期間の満了は令和6年3月31日ではありますが、契約の相手方が年内の契約更新の意思表示と、賃貸申込書の提出を求めているため、それらの提出に当たり議会での承認をいただきたいと考え、今議会で提案をさせていただくものでございます。

政策企画課からの説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中根委員 何で賃貸料が下がってきたのですか。

◎甬喜本政策企画課長 ここ最近の東京都内のオフィスビルの動きを見ますと、まず東京オリンピック・パラリンピックに向けて、かなり賃貸料が上がっておりました。その後、オリンピックが終わったというところと合わせて、コロナ禍におきまして、都心からオフィスビルを動かしていくという動きがありまして、今度はぐっと賃貸料が下がっておりまして、こういった動きになっている次第です。

◎今城委員 都道府県会館に開設するがと、新橋にあるがと、そのメリット、デメリットってどのようになっていますか。

◎甬喜本政策企画課長 都道府県会館は中央省庁に隣接する形でございますので、そういった意味では中央省庁との情報を入手する、また高知県の情報を発信していくという部分では都道府県会館のほうが便利かとは思いますが、今の場所につきましては、片一方で東京事務所は産業振興の役割も担っております。そういった中で企業訪問等を日々行っておりますので、そうした意味では比較的このJR山手線駅近く、また幾つか地下鉄の路線もすぐ近くに駅がございますので、そういった部分で動きやすいかなと考えております。そういった意味で、今の場所が東京事務所としては最適ではないかと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈財政課〉

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 一般会計補正予算につきまして、御説明させていただきます。紙ですと議案補足説明資料の赤色インデックス、財政課の1ページを御覧ください。タブレットには、そのページが表示されております。まずこのページで歳入予算について、説明をさせていただきます。

5 地方交付税でございますけれども、こちらは12月補正予算の財源として必要となります。まず一般財源につきまして、今回国から追加交付されました普通交付税を活用しまして、37億6,800万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、次の2ページ目を御覧ください。こちらは歳出についての説明になりますが、上のほうにある財政費、人件費以外で言いますと、中ほどに減債基金がございます。こちら18億4,700万円余りの増額補正をお願いしたいと思っております。こちらにつきましては、令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債の元利償還金の償還に充てる費用としまして、今回国から普通交付税が追加交付されておまして、この分を減債基金に積み立てるものでございます。

次に、その2行下の病院事業会計支出金の欄を御覧いただければと思いますけれども、こちらにつきましては、同病院事業会計における人件費の補正に伴いまして、288万円余りの減額補正を行うものでございます。

補正予算に関しては以上でございまして、次の3ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは議案関係でございますけれども、第15号議案令和6年度当せん金付証券の発売総額に関する議案、いわゆる宝くじでございますけれども、こちらにつきましては、宝くじ自体がこの法律に基づきまして、県議会の議決をいただいた範囲におきまして、総務大臣の許可をもらって販売できるという仕組みになっておまして、こちらは毎年度と同じ対応でございますけれども、来年度の発売総額はここに記載のとおり総額80億円の範囲内で販売するというので議決をいただきたいと思っております。こちらは全国の販売計画などを踏まえて設定しているもので、昨年と同額になっております。

財政課からの説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 減債基金の積立金についてお伺いをします。減債基金の積立てというのは、必要なものと理解してはおりますけれども、財源が何かということと、令和6年度、令和7年度の償還金に充てたいということですが、18億円という額についての妥当性について説明をお願いします。

◎中島財政課長 今回は国の補正予算に伴って、国の示す方針どおり対応しているということが大きな考えでございますけれども、今回いわゆる臨財債の償還分として、国から積

み立てるための費用として、今回追加された普通交付税の中で18.4億円余り、今回積み立てると同額の18億4,700万円を措置されております。この考え方としましては、令和6年度、令和7年度、それぞれ既に今借りている臨財債を返していく償還費が生じてきまして、これは通常であれば全額、令和6年度、令和7年度の普通交付税で措置される形になっておりますけれども、その分を前倒しという用語弊がありますけれども、今回の追加交付の際に18.5億円分をもらって、その分、令和6年度、令和7年度に普通交付税が減額される対応になっておりますので、そういった意味で今回基金に積み立てた上で、令和6年度、令和7年度にそれぞれこの金額を取り崩して、臨財債償還に充てていくというものでございます。

◎はた委員 前倒しをされるということだと思っておりますけれども、今、お金の使い方ということでは物価高騰対策だとか経常経費、また県として独自の投資的経費、またそういった役割が果たせなくなるのではないかと思っておりますが、その前倒しの判断というのはどなたがされたのでしょうか。

◎中島財政課長 前倒し判断は、国の方針を踏まえて最終的に県で行うということになりますけれども、御質問の趣旨を踏まえまして、今回の12月補正でも、国の補正予算の対策で、交付税の措置だけではなくて、臨時交付金、いわゆる重点交付金ですけれども、臨時交付金のほうも35.3億円追加配分されておまして、それを活用しまして、今回の補正予算でも24.3億円を、速やかに活用できるものからということで補正予算に計上させていただいてるということで、そういった意味で足元の、速やかに対応すべきことは対応しているというのが前提でございます。その上で、令和6年度、令和7年度の対応を見据えていったときに、今回もらった分を積み立てなかったとすると、この2年合わせて18.5億円分の交付税がその分減って、今年度交付されることとなりますので、令和6年度、令和7年度の財政を見据えたときには、やはり今回積み立てておかないと、その2年間の予算組みに支障が出るということで、この判断が妥当だと考えております。

◎はた委員 一方で、令和7年度から起債残高がかなり減ってくるという説明もあったかと思っておりますので、やっぱりできるだけ現年分の財源を確保して、高知県独自の、県民に対する物価高騰対策中心の措置を行うべきではないかということをおもいます。意見です。

◎寺内委員 今の課長の説明を聞いて、臨時財政対策債自体が、国が前倒ししゅうがやったら致し方ないんで、しっかりとやっていただくことは非常に賛成です。他方、1つは臨財債自体が、国のほうから本当にもらえるかということで、今前倒しでもしっかり出てきてるところが確認できたんですけども、交付税自体が今後かかってくるんで、心配で今の分もプールしてきてると思うんですけども、このままでいったときに、コロナがあって、今回も重点交付金が出てきまして、今回のは了としておるんですけども、今後の交付税の動きとして、コロナも明けていっていきどどのようにお考えか、そこら辺を

聞かせてもらえますか。

◎中島財政課長 そういった意味で地方の総額の一般財源で言いますと、国も実質これまでと同水準を確保するという大きな方針を示しておりまして、まだ報道ベースですけれども、来年度の地方財政計画においても、一般財源の総額でいうと、前年度を上回る水準を確保しているという報道も出ているところでございまして、そうした中で国としてもしっかり確保するという方向で動いていただいているというふうに認識しているのと、そうした中でも本県は地方交付税等の財源への依存度が高いですので、本県の実情はしっかり国に提言して、確保していく動きはしていこうと思っております。

◎寺内委員 議会としてもしっかり、またそこは政治家としても訴えないといかんと思うので、協議していきたいと思えます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎東税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、御説明申し上げます。紙で議案補足説明資料の赤いインデックスで税務課とありますところをお開きください。画面はこの1枚だけになっております。

高知県税条例の一部を改正する条例議案でございます。現在、個人の県民税につきましては、市町村が個人の市町村民税と合わせて個人住民税として賦課徴収し、県民税分を市町村から県に払い込む仕組みとなっているところです。

条例改正の趣旨にございますように、令和6年度から、国税である森林環境税が、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律によりまして、国内に住所のある個人に対して、1人当たり年額1,000円課税されることとなります。その賦課徴収に当たりましては市町村が行い、市町村から県に対し、県民税分と国税である森林環境税分が徴収金として払い込まれ、県から森林環境税分を国に払い込む仕組みになります。今回の県税条例の改正は、賦課徴収に係る市町村から県への報告事項について、これまでは新旧対照表の旧第42条第1項第4号に基づいて、県民税の課税額と市町村民税の課税額の合計額に対する県民税の課税額の割合としていたものを、地方税法施行令の改正に伴い、新第42条第1項第4号のとおり、国税の森林環境税に係る課税額を含めた合計額に対する県民税の課税額の割合とするよう、必要な改正を行おうとするものでございます。

施行日は令和6年1月1日です。

以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 つまり増税ということでしょうか。

◎東税務課長 森林環境税分としましては1,000円が課税になりますが、これまで復興に係る税としまして市町村民税500円、県民税500円の課税がされておりまして、それがちょうど5年度で終わるようになります。そのため、住民の方の実質負担というのが変わるわけではございません。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎明神委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎小椋市町村振興課長 第16号議案公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案につきまして、御説明をいたします。紙の議案補足説明資料の赤色のインデックス、市町村振興課を御覧ください。

公平委員会は地方公務員法の規定により、市町村及び地方公共団体の組合に置くこととされておりませんが、高知市を除く団体におきましては、設置に代えてその事務を県に委託することとしております。

今回幡多地域を除く28市町村で構成をいたします、一部事務組合の高知県広域食肉センター事務組合が令和6年2月29日をもって解散することに伴いまして、地方自治法の規定に基づき、公平委員会の事務の受託に関する規約を廃止することについて、議会にお諮りをするものでございます。

以上で、市町村振興課からの御説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 今課長から説明のあった廃止の分ですけれども、特に幡多と高知市の食肉センターで、高知市と高知県で、28市町村と合同での議論をしてきて、今稼働してはいますが、高知市にある食肉センターのほうで、もう課題等は特段ないんでしょうか。この公平委員会で行うような議題等は全て終えてるんでしょうか。そのあたりはどうでしょう。

◎小椋市町村振興課長 既存の食肉センターの公平委員会でやるような事務といたしましては、課題はもう特にはございません。終わっております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

市町村振興課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

会計検査院の实地検査の結果について、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 報告事項としまして、会計検査院の实地検査の結果について、御報告申し上げます。紙ですと、表紙に報告事項と書かれた冊子の赤色のインデックス、財政課と書かれたページをお開きいただければと思います。

中身ですけれども、会計検査院が令和5年11月7日に内閣に対しまして、令和4年度の決算検査報告書を提出しております。この中で平成29年度と30年度、令和2年度の地方創生交付金につきましても報告されております。本県につきまして一部が国費対象外とされましたので、その内容を報告させていただくものでございますけれども、1事案の概要の部分から御覧いただければと思います。

3つございまして、まず①でございますけれども、職員旅費への充当ということで、こちらに関しましては事情を書いておりますけれども、当時、内閣府が示したQ&A、質疑応答に基づきまして、事業実施に不可欠と考える職員旅費に交付金を充当していたところでございますけれども、こちらの必要不可欠な職員旅費とはトップセールスへの随行旅費のみという見解が国から明確に示されたことに伴いまして、今回交付対象外となったものの指摘を受けているというのが1点目でございます。

その下、②でございます。こちらは市町村との重複充当ということで、485万円になります。こちらは市町村への補助事業に県が交付金を充当したところでございますけれども、市町村自らも交付金を充当して事業を実施していたことで、県と市町村の合計の交付金額が、国が定める補助率2分の1を超えていたということで指摘を受けたものでございます。

最後に③でございますけれども、交付決定日前の経費への充当ということで、142万円強でございますけど、こちらは市町村への補助事業におきまして、国の交付決定日、この年は5月31日ですけれども、それ以前の市町村の経費に対する県補助に交付金を充当していた点について、指摘を受けたものでございます。

以上の合計の1,875万円につきまして、今回指摘を受けたものでございまして、2今後の対応について御説明させていただきますと、過大に交付を受けていた地方創生推進交付金の1,875万円につきましては、それぞれの指摘事案の事業所管課が、まさに今回の12月補正予算に国庫支出金精算返納金を計上しております。今議会で議決を得られ次第、令和5年度中に内閣に対しまして返還手続を行うということにしております。本課は、この取りまとめ的な国の窓口の役割をしておりますので、今後は関連要綱等の確認を徹底しまして、同様の事案が生じないように適切に執行していきたいと思っております。

報告は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内委員 事案の②ですけれども、これはどこかのタイミングでチェック可能なんですか。

◎中島財政課長 そういった意味では、市町村からいろいろと事業の実施の内容とかをもらっておりますので、ぎりぎり言うと、市町村のやってる細かい事業の財源を全て見ていけば、市町村が充ててるということは、気づき得たと言えれば気づき得るものであったんですけども、なかなか難しいということもありまして、今後こういった地方創生交付金を市町村補助に充てるかどうかというのは、その辺のチェックの可能性も踏まえて考えていきたいと思っております。

◎西内委員 結構大変な作業になるとは思いますけど、また起きないように努力するほかはないですね。

あと3番については、これは日付をチェックしてなかったみたいなケアレスミスということですかね。

◎中島財政課長 この件については、ミスということで本当に申し訳ないと思っておりますけど、これもこの平成29年度に限った特殊事情というところがございます。例年は、年度の当初から自治体が動けるように、国も4月の頭に交付決定を打ちます。そうした中で、国側の事情で国の交付決定日が遅れて、この年は5月31日に交付されたということがあります。その中で例年と同じように動いていたこともあって、この年度に限ってこのミスが起きているというような事情もございます。ただ、結局交付決定日前のものに充てないというのは、それはもう明らかなことですので、そこはしっかり確認すべきだったと思っております。

◎はた委員 実際使ったものを返さなければならないということで、その返すお金の原資というか財源は、一般財源から返されるのかどうか。

◎中島財政課長 今回の返納金の財源は一般財源になります。ただ、これももともとこの地方創生交付金ももし当たらなければ、予算を組む時点で、一般財源で予算を組んだ上で、それを使って執行していたものですので、結果として、本来は一般財源でやるべきところに国費を充てていたものを一般財源で返すということなので、県としてはといたしますか、差し繰りとしてはイコールになるものだとは認識しています。

◎橋本委員 ②なんですけれども、これ、市町村との重複で充当されてて、要は県だけが一応背負うんですか。妙におかしくない。

◎中島財政課長 御指摘の趣旨は、市町村に負担させるべきじゃないかということですか。

◎橋本委員 そう、そう。うん。

◎中島財政課長 その点につきましては、やはり総括的な立場として、県が市町村向けの補助金の制度を組みまして、それをもとに市町村に補助していると。県からは市町村補助する際に、その点の周知の具合が明確でなかったという事情もございますので、そこは総括的に補助をして取りまとめる立場である県が対応すべきものというふうに考えて、今回

の対応にしております。

◎橋本委員　そういう考え方がいいか悪いかはまた別にしても、けど一般論から考えると、要は国の事業を二重取りしちよって、県からも一応そのことに対して充当させて、それでそれはいかんということになったら、県だけが払うっちゃうのも、妙に理屈が合わんと思わん。何を言いたいかという、要は市町村がやる事業に対して県が交付金を出して、市町村もそれを国から取っちゃう、それが「いかんで」言われたから、県だけがその分は国にお返ししますよみたいな話ながよね。何か妙にしっくりこんがよ。

◎徳重総務部長　橋本委員のお考えは、確かに国との関係で、これは本当に県だけの起責なのかと。一端は市町村のほうでも、市町村は交付金事業をもらって受益をしてるんじゃないかというところもあるわけですから、本来は責任を分かち合うということもあっていいんじゃないかという御指摘だと思います。状況次第とか、いろんなそれぞれの事案次第かなとは思いますが、委員のおっしゃるところは、全くおかしいというわけではないとは思いますが、今回のことに関して言えば、やっぱり県のほうにも確認が足りてないところもあったりとか、あとは一般的に言うと、県のほうがこういう交付金などでは大きな額をいただいているということもありますので、どっちのほうがインパクトがあるかというところもいろいろ考えた上で、今回は県のほうで責任を取っていることにしております。

◎橋本委員　そもそも事業主体が、市町村が補助事業をやっちゃう、それに対して県と市町村がそれぞれ国に対して、このお金をもらったと。けど、それはいかんろうと国に言われたと。そしたら県が全ての分を国に対して、そのお金を返却すると。ということがどうなのかということを今聞いたけれども、部長は県に一端の責任があるので、県が全てになりますという理解でいいんですか。

◎徳重総務部長　全ての場合が、必ずしも県から返すというわけではもちろんないと思います。おっしゃるように、本当に事案によって変わってくるかなとは思いますが、例えばこの事業についても、市町村が交付金をもらって、県からもらう形で事業をしていて、そこの市町村負担分に同じような国の財源を入れてしまっている、二重というか、本来は充ててはいけないところに充たっているという事案でございます。じゃあどっちのほうの確認ミスだったか。確認ミスというの、正直はつきりいつて当てはまるかというようなところがございます。それぞれの財源というのがなかなかチェックしづらい、これは西内委員が御指摘されたようなところではありますので、ぎりぎり言うと、どちらもなかなか気づけないような案件であったのかなとは思いますが、最終的には国と地方との関係では、いずれ返還をしないといけないとなった場合に、今回のケースはどう考えたかというので、いろんなところを考慮させていただいて、県のほうから返させていただいているということです。

◎寺内委員 今部長から説明があった分で理解はするんですけど、該当する市町村のほうには、この分を県が2分の1支払うということで、こうやって議案にも上がってるんですね。この説明はなされておるのかどうか、そのあたりですね。対象の市町村のほうには説明に行かれてるかどうか。

◎中島財政課長 今回、会計検査の対応をするに当たって、かなり細かい事実関係を積み上げてますので、該当の市町村からはそういったバックデータなども含めて、かなりもらっていますので、今回の対応については、関係市町村は全部把握をしております。

◎中根委員 交付金については、いろんなことがあると思うんですけども、せっかく交付金として県なり市町村なりが使おうとする中身について、特にこの1の③については、交付決定日が5月31日だと。それ以前のものについては返還をという、そのあたりの国の交付金の出し方。決定日はこうだけれども、年度の最初に遡ってとか、そういう注釈付きの交付金の在り方というのはないものなんですかね。

◎中島財政課長 そういった意味で、遡っていただけるような形で国にやっていただけるとすると、それはありがたいんですけども、やはり補助金の一般的な考え方として、交付決定を受けて、そこから着手をしていくというのが原理原則の考え方になりますので、国はもうその原則の考え方に従って、この平成29年度は対応されているというところでございます。そのように受け止めています。

◎中根委員 5月31日が決定日なんていうのは、やっぱりイレギュラーというか、通常ではなかったんだろうなというふうには思うんですけども、そういうときだからこそ国としての交付金の扱い方については、今後について考えてもらいたいなという意見くらいは、県としても上げといたほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうね。

◎中島財政課長 そういった意味で、なるべく早く交付決定を打ってほしいということ自体は、交付決定が遅くなっていた当時も、国には伝えていたというところもございます。そういった中で対応はしているという認識です。そういった要望は、国のほうも認識しているということです。

◎はた委員 ①の件なんですけれども、内閣府のQ&Aの米印で抜粋の言葉が載ってるんですけども、これだけを見ると非常に分かりにくくて、令和元年度に明示してあったというふうに後から説明があったんだろうとは思いますが、国自身がチェックするのは当然なんですけれども、Q&Aに基づくチェックを地方に求めている、この文章自体が分かりにくいという点については、県から国に対して意見は言えるんでしょうかね。言えないんでしょうか。

◎中島財政課長 そういった意味で、今回の会計検査の対応するに当たっても、県としての主張としましては、このQ&Aであれば、今回充てたような事業は本県は読めますという主張はしっかりしているところがございますし、内閣府側も、平成30年

度のこのQ&Aが分かりづらかったというところもあって、現在ではそういう考えを明示しているといったところで、そういった経緯を踏まえて対応しているというような認識でございます。そういった意味で最終的には、本県としましてはここに記載のような考え方でございますけれども、最終的に会計検査院からそのような判断を受けたというのが今回の事案でございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

財政課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎明神委員長 続いて、会計管理局について行います。

議案について、会計管理局長の説明を求めます。

◎池上会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の補正予算について御説明します。青色のインデックス、会計管理局の総務委員会資料の2ページを御覧ください。

予算総括表にありますとおり、会計管理局2課の職員の人件費と総務事務センターの会計年度任用職員の人件費について、合計で1,125万5,000円の増額をお願いするものです。

主な理由としましては、今議会に上程しております、職員の給与等に係る条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額、勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員の報酬改定分につきましても、同様に計上しております。

3ページをお願いします。総務事務センターの給与等集中管理特別会計補正予算につきましても、各所属の人件費の補正に対応して、10億5,600万円の増額をお願いするものです。これは、共済組合負担金率の改正により、共済費が減額となった一方で、職員の給料月額、勤勉手当等の改定により、全体では増額となったものです。

私からの説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 続いて教育委員会について行います。

初めに、議案について教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、県立学校におきまして、個人情報の不適切な取扱いが2件ございました。御本人をはじめ関係者の皆さんに多大な御迷惑、御心配をお

かけしましたこととおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

教育委員会としましては、全ての県立学校に対し、個人情報を含む書類を厳格に管理することを含め、組織的な業務状況の把握と管理を一層徹底し、このような事態が生じないよう再発防止を求めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。12月議案に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号令和5年度高知県一般会計補正予算と条例その他議案1件の計2件でございます。

それでは、令和5年度一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。お手元にお配りをしております、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載された資料の青いインデックス、教育委員会の2ページをお開きいただきたいと思います。議案説明書（補正予算）からの抜粋で、教育委員会補正予算総括表となります。

教育委員会所管の補正予算は、総額5億9,565万8,000円の増額となっております。

まず、教育政策課ほか4課が所管する人件費につきまして、5億3,165万4,000円の増額補正をお願いするものであります。これは、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映したことに加え、人員の増減や職員の新陳代謝等によるものでございます。

また、会計年度任用職員に係る人件費につきましても、同様に給与や期末手当の改定が予定されておりますことから、教育政策課ほか9課から、6,300万4,000円の増額補正をお願いしております。人件費に係る補正につきましては、私からの説明をもって各課長からの説明は省略させていただきます。

また、人件費以外の補正につきましては、100万円の増額となっております。これは、県立図書館に図書を整備するための寄附金の申出をいただきましたことから、それに伴う経費を計上しているものでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。繰越明許費の追加でございます。右側にあります、13教育費の1教育総務費は、県立学校施設の改修工事に関連する予算の繰越しをお願いするものであります。

その下、3学校費は、新安芸中学校・高等学校のプール附属棟の改修工事について、年度内の完成が見込めなくなったために、予算の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の追加でございます。上から4段目の、市町村立学校校務支援システム運用保守等委託料から、次のページの下から3段目、青少年センター陸上競技場芝管理委託料までの、13件の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。各事業の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、条例その他議案につきましては、6ページの議案目録を御覧ください。目録の上から2つ目、第11号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案の1件でございます。これらの議案につきましては、人事委員会勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び期末勤勉手当の額の改定を行うもので、総務部からの説明の際に一括で御審議いただきましたので、説明を省略させていただきます。

次に、報告事項につきましては、冒頭に説明いたしました個人情報の不適切な取扱いの事案のほか、学習アプリケーション、ClassPad.netへの不正アクセスによる個人情報漏えいについての1件がございます。内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の9月議会以降の開催状況を説明させていただきます。審議会等と、赤いインデックスがつきました資料の7ページを御覧いただきたいと思っております。

資料のとおり、高知県公立学校施設整備期成会を11月に開催いたしました。審議項目等につきましては、記載のとおりでございます。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様へ報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

〈教育政策課〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木教育政策課長 令和5年度の12月補正予算について御説明をさせていただきます。お手元にお配りしております、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載をされました資料の赤いインデックス、教育政策課の1ページ目をお開きください。資料②議案説明書（補正予算）の抜粋となっております。

御覧のとおり、債務負担行為の追加をお願いしてございます。こちらは、更新期を迎えております市町村立学校校務支援システムにつきまして、継続して利用ができますよう、初期費用と合わせまして令和6年度以降の運用に係る経費、4億583万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次の2ページをお開きいただければと思います。まず、市町村立学校校務支援システムの概要でございます。高知県では令和2年度より、県内の公立小学校、中学校を対象といたします市町村立学校校務支援システムを運用してございます。この校務支援システムは成績処理や出席管理、また指導要録の作成などの業務をサポートするシステムとなっておりまして、教職員の事務的な業務を効率化して負担を低減することを目的として導入をしております。なお、県にて平成29年度より導入済みの県立学校の校務支援システムとあわせまして、全ての校種に校務支援システムの導入が完了しております。

資料、次の3ページをお開きいただければと思います。今回、補正予算として上げさせていただきます内容でございます。この市町村立学校校務支援システムが、先ほど申し上げましたように更新期を迎えますことから、その費用を計上してございます。

この更新の方向性といたしまして、現行の校務支援システムを令和6年度以降も継続的に利用することとしております。上側でございますように、継続する主な理由といたしましては、この現行のシステムが業務基盤となっており不可欠であること、また別システムへの切替えは、それ自体に大きなコストがかかるというだけでなく、実際システムを利用される方々の操作方法などを再度習得する人的コストも多大であるといったことが挙げられるところでございます。また、現場からは、この校務支援システムがないと事務負担が大き過ぎるとか、集計等をこのシステムに任せられるようになったですとか、文書管理のコストが大幅に削減されている、組織内外との情報交換がスムーズになったなどといった声も上がっておりまして、こちらも継続の1要因として捉えているところでございます。

また、さらに導入からこれまでの間に、これまでの流れの資料の部分に記載してございますけれども、例えば中学校、高校、中高連携の機能の実装でございますとか、また文書収受の機能の改修なども実施してございまして、より効果的なシステムにするための改修なども行ってきているところでございます。

以上のことから、現行の校務支援システムの利用を継続することが適切であると考えてございます。なお市町村にも既に一定、事前に方向性については御説明をしております、御理解をいただいているところでございます。

今回のこの補正予算の内容につきましては、現行のシステムの継続に係ります初期費用とランニングの費用となります。この初期費用につきましては、県が半額を負担をいたしまして、残りの額を各市町村の学校数及び生徒数をもとに、市町村で案分して御負担いただくこととしております。また、ランニング費用につきましては、各市町村の学校数及び教職員数をもとに算定した額を負担いただく形となっております。なお県につきましても、県立中学校、県立特別支援学校の中等部、初等部の関係がございするため、県も一部負担をしてございます。

以上が、市町村立学校校務支援システムの更新についての御説明になります。

教育政策課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 システムの更新に関わって、端末のタブレット、パソコン自体の更新も変えなければならないのか。どういう状況でしょうか。

◎鈴木教育政策課長 全く関わりはないものでございます。これはシステムの話でございます。

◎はた委員 システムだけの更新ということなので、端末は連動しないということについ

ては分かりました。

システムについて、随意契約ということになっているんですけれども、別のシステムに切り替えてしまうと、コストがかかるというふうな説明がありましたが、その別のシステムとのコストの比較というのは、具体的にどういう差が出たのかお示しいただきたいです。

◎鈴木教育政策課長 例えば現行のシステムを構築する際には、7,500万円ほどイニシャルコストでかかっています。今回の更新に当たっての、継続したシステムを利用するということでの初期費用は2,000万円となっております。ですので、その時点で5,000万円ほどの差が出てございますので、およそ新しいシステムを導入するということになりましたら、一定その額に近い額が過分にかかるというところになってございます。

◎はた委員 この初期費用ということで説明されている、サーバー機器の更新というのは、具体的に5年で更新しなければならないものなのかどうか、その点はどうなんですか。

◎鈴木教育政策課長 契約として、5年で更新するという形になってございますので、そのような形になってございます。また一定の機器の寿命等もございますので、そのあたりの時期が妥当な時期だという形になってございます。

◎はた委員 契約で5年ということですがけれども、課長が言われたように、機器の耐用年数というのを見た場合に、ここの初期費用の負担を平準化するために、契約として5年というものを、例えば契約で5年から7年とか、そういうふうに契約自体を耐用年数に合わせて変えるということは可能なんですか。

◎鈴木教育政策課長 先ほど申し上げましたように、機器の大体の耐用年数がおおよそ5年が一般的とされておりますので、その5年というのが一番妥当な期間だと判断をいたしまして、5年という形で現行も契約してございますし、次回も5年ということを一定の期間として設定してございます。7年になりますと機器の故障等々が発生してまいりまして、よりコストがかかることも可能性として考えられますので、5年が一定妥当だと教育委員会としては考えてございます。

◎中根委員 これまでの流れの中で、システムそのものの中身がだんだんに加算をされてると思うんですけど、令和6年以降の新しいシステムをここに幾つくらい入れようとしているのか、そのあたりはどうなんですか。

◎鈴木教育政策課長 これまでの流れに記載がございましたのは機能でございまして、システム自体はまさにこの機能が追加されている現行のシステムを引き続き使っていくというものでございます。新機能の追加につきましては、まだ現時点では想定はございませんが、今後また各市町村の御要望等も踏まえて、随時検討していくことになるかなとは考えてございます。

◎三石委員 市町村立学校校務支援システム、これを継続するということですね。継続をする主な理由がここに書かれてますけど、現行の校務支援システムが業務基盤となっている、不可欠であると、現場の声も出されてます。時代の流れやね。以前は、出欠にしたって何にしたって、学習指導要領に従って、全部手書きで大変な状況やった。管理するのも大変。個人が全部書くこともできるしね。災害だとか台風だとか、そんなときに資料がのうなったりとか、大変な状況やったけれども、時代の流れでこういうことになって。これはどんどん進めていくべきやと思います。これも慣れるまでは大変やけど、慣れたら本当に便利やと思いますよ。私も早、便利になりかけてきゆう。そういう意味で、どんどんこれは進めていってもらいたいと思います。

現場のほうでは、働き方改革にも随分つながってるんですよ。ただ私が言うことは、便利になって時間が出来たから、それを教員が楽になったじゃいかんでって。楽になった分、児童生徒、子供たちと接する時間、保護者と接する時間、そういうところに充てないと。教員が楽になったからいうて、そういうもんじゃないと思うんです。業務が楽になれば、簡素化されてその分子供に接する。部活をやるとか、家庭訪問するとか、そういうところに充てていただきたいと言ってるんですけどね。非常に現場からもぜひやっていただきたいというお声を、私のほうは聞いております。

それと、以前のことを言うて何なんだけれども、中核市の高知市も当然入ってると思うんだけれども、何でもかんでも反対してましたよ。県教委が言うことがなかなか通らなかった。けど、どうにかこうにか頑張っていたいただいて、高知市はもう大多数の児童生徒がおるところやけども、そこらあたりはどんなことになってるの。

◎鈴木教育政策課長 まず1点目の関係につきましては、もうおっしゃるとおりでございます。この校務支援システムの関係で、一定効率化が図れる業務があると。これがなければ紙ですとか、手入力でなければいけなかったものを、このシステムのおかげで効率化を図れるようになったということで、かなり時間の削減が図れるのは事実でございます。

その上で、さらに委員の御指摘のとおり、資料で言いましたら2枚目、今恐らくタブレットのほうで連動させていただいておりますけれども、まさに右上にございますように、この結果生み出されたお時間を、本来業務に充てていただくということが、やはり一番の主目的でございます。まさにこういった浮いた時間を、このような本来の先生方の業務、子供と向き合う時間のほうに充てていただくということが必要かなと、おっしゃるとおり考えてございます。

また2点目につきましては、高知市につきましては、当然この校務支援システムの対象として入っております。高知市も含めまして、このシステムの意義というものは一定御理解をいただいております。円滑に御活用いただいているというふうには理解してございまして、高知市も含めてこの校務支援システムの活用も含めて、より連携を図っていけれ

ばなどは考えてございます。

◎三石委員 やっぱり、中核市の高知市はもちろんですけども、各市町村によく説明をして理解をしてもらうように。ここの委員会でも一部いろいろ質問事項が出てるでしょ。そういうことをやっぱり丁寧に各市町村、特に高知市なんかにも説明をして、こういうことで継続していくんだよということを理解してもらわないかんですね。それと、現場の先生方がやっぱり第一に理解してもらわないかん。上から押しつけられて、継続でというようなイメージを持たさないようにせないかんですね。ありがたいことに現場の先生方、私に入ってくる話では、ぜひ進めてもらいたいという声が多いから。

そこで、特に高知市のことを言わさしてもらうけれども、なかなかこういう施策が伝わらない、うまくいかない時代がずっとあったんです。それじゃいかんということで、平成28年に、初めて知事と市長、そして県の教育長、市の教育長、特に教育に特化して、児童生徒のために県市で一生懸命やっていこうよという話合いを持ってきてるんですよ。これ今は年に1回かな。けどももっと頻繁に時間をつくって情報交換をせないかん、理解し合わないかんと思いますので、頻度を上げるようにちょっと相談してみてください。どうですか。

◎長岡教育長 おっしゃっていただいたように、市長、そして知事、両教育長を含む会は年1回で実施しておるところですけども、今教育長同士の会合は年に2、3回ほど実施をしておるところです。そして今おっしゃっていただいたように、市長そして知事を含めてということについては、新しい市長にもなられましたので、また市長部局とも相談をしてみたいと思います。

◎西内委員 別途S T N e tとは、県立学校の校務支援システムも契約してると思うんですけども、こちらとシステムの統合を図るとか、あるいは委託の契約自体を1つにまとめるとかいったようなことは、検討されなかったんですか。

◎鈴木教育政策課長 まず、県立学校校務支援は、おっしゃるとおりS T N e tのほうに契約をしております。現在その市町村立の校務支援システムも、県立学校の校務支援システムも、システムは別でございますが、いずれにしても県が一括で管理をしているという関係から、中高連携の情報の移行というのは非常にスムーズに行われております。これが一般的な他の自治体では、市町村と県立でシステムが異なりますので、データの移行に円滑さが出ないということもございますが、そこは一定の効率性が図れてるかなとは考えてございます。今時点ではその契約の期間にずれが生じてございますので、すぐに一括といったお話にはなりませんけども、今後契約の更新のタイミング等々も見図らいながら、委員の御指摘のようなものについても、また一致ができるかどうかというのを検討させていただければと思います。

◎はた委員 システムについて関連してお聞きをしますけれども、費用対効果の部分でい

うと、今資料を提示していただいているシステム導入前と導入後の効果ということで、一定負担が減るということなんですけれども、このシステム自体が本当に多額の費用を必要としますので、ここの検証というものをしっかりしていただきたいなど。教育現場から出てくる意見というのが、多忙であるということは、一切解決している状態ではありませんので、本当にこの便利になるはずのシステムによって、どの程度負担が減っていくのかということ、費用対効果できちんと県教委として検証していくということが必要だと思いますが、業務負担軽減とこのシステムの関係について検証する場があるのかどうか、またしていく考えはあるのかどうか、その点をお聞きをします。

◎鈴木教育政策課長 検証は先ほど来申し上げておりますように、市町村からの声を定期的に伺うような場もございますし、その際に受け取った声を踏まえて、市町村からこのシステムがないと困るといったような声をいただいておりますので、継続というのを判断させていただいた次第でございます。こういったようなシステムがなかったときとあったときと、実態的に働く時間がどれだけ変わったかというのは、1対1対応はしてございませんので、そういう部分についての数字というものはお示しはございませんけれども、他方、このシステムがなかったときに、先ほども同じやり取りがございましたけれども、全て紙でやる、手入力でするといったような状況に、ここに登っているものが全てそうになってしまうといったようなことを考えたときに、このシステムがあるかないかといえば、やはりあるほうが確実にありがたいというのは、市町村からの声をいただいております。そのことを踏まえて実施をしていくということで、今般、教育委員会としては判断をさせていただいたものでございます。他方、引き続き勤務時間がお忙しいという分については、それは例えばほかの取組でさらに対応していくとか、そういったところになってくるかと思えます。このシステム自体は、既に一定効果があるものと理解をして、今後も引き続き進めていければと考えてございます。

◎はた委員 このシステム導入によって便利になるということについては、一定理解はできるんですけれども、全体として多忙が解消されていない、こういった問題については改善をさせていかなければならないと思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。教育長だと思えますけど。

◎長岡教育長 一切ということはないと思います。働き方改革を我々も進めておりまして、例えば業務支援員を配置するとか、そういったことを進めてきております。その中で在校等時間が多少なりとも減ってきている、そういうような結果も出てきております。これについては確かに言われるように、まだまだやらなければならないところがありますので、働き方改革は働き方改革で進めていきたいと思っております。

◎中根委員 データ管理について、漏えいの報告が今後あるんですよね。データ管理というのは本当に大事になるなど。指導要録なんかは中高そのまま送れるようになって、便利

になったというお話がありましたけれども、そういった管理についての皆さんへの注意喚起だとか、こうあるべきだとか、そういう指導はどの程度どんなふうにされているのか、そのあたり教えてください。

◎鈴木教育政策課長 まずこの校務の支援システムは、クローズのネットワークで管理されているものでして、例えばインターネットにつながってるというオープンのネットワークではございませんので、インターネットに出ていって漏れていくことは基本的には生じ得ません。他方、それは紙であろうが電子であろうが一緒のことだとは思いますが、例えばその情報を人為的な何らかの対応によって漏らしてしまうといったような事案は、当然起こり得るといえば起こり得ます。それは紙であろうがデジタルであろうが一緒です。紙で印刷してたものも、結局それを外に持っていけば、情報漏えいは起きますので。それは状況としては一緒ですので、紙であってもデジタルであっても、情報漏えいについては留意をするようにというのは、それはもう様々な場面で、またこのシステムを活用する場面では注意喚起はしてございますし、引き続きしていければと考えてはございます。

◎中根委員 もう1点教えてください。例えば成績管理、それから指導要録なんかはこのデータだけで保管されてるのか、紙ベースにも落として両方でいってるのか、その現状はどうなんですか。

◎鈴木教育政策課長 自治体によるかと思えます。データ上でも原本の保存というのができるような形になってございますので、データのみで管理されているような自治体もあれば、紙で印刷をされて、紙のほうで保管されていらっしゃる自治体もあろうかと思えますので、それも市町村等々によって対応が変わってくるかと思えます。

◎中根委員 市町村によるというか、教育委員会としては、そういう最たる個人情報の中身ですけども、そういうものが、どんどん時代が変わっていく中で、入力の内り方も変わっていく中で、市町村教委の内り方で、ばらばらでいいとお考えなのかどうか、そのあたりはどうですか。

◎鈴木教育政策課長 先ほど申し上げましたように、デジタルのほうでも指導要録についてはもう保存ができるという形にはなっておりますので、そちらについては一定そのような形で実施は可能であるということはアナウンスはしてございますし、引いては、それは効率性を図れるというところでのアナウンスはしてございます。他方、やはり市町村、学校等によって、紙での管理というのがより適当だという御判断をされるという場合もございしますが、我々としては効率性のほうをしっかりと、引き続きでございますけれどもアピールをした上で、そういったような形で統一化を図ればよろしいのかなという形で、一定推奨はしていければなとは考えてはございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 議案説明資料、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの学校安全対策課の1ページを御覧ください。資料②議案説明書（補正予算）の抜粋でございます。

内容としましては、繰越明許費の承認をお願いするものでございます。13教育費の4学校施設等整備費の施設整備費1億3,936万9,000円につきましては、高知北高校エレベーター設置工事、中芸高校渡り廊下改修工事、中村特別支援学校エレベーター改修工事の3件につきまして、学校や関係者との施工時期等の調整に日数を要し着手が遅れたことなどにより、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越しの承認をお願いするものでございます。

これらの工事につきましては、建築課及び学校等との調整を密にしながら、早期の完了に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 お配りしております議案説明資料、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校課のページを御覧ください。こちらは資料②の277ページを抜粋したのになっております。

まず一番上にあります、基礎学力把握検査等委託料についてでございます。県立高等学校の生徒の学力状況を確認し指導改善につなげるため、国の高校生のための学びの基礎診断に認定された、学力定着把握検査の実施と結果分析を委託するものでございます。県立高等学校29校におきまして、新1、2年生に対して、年度初めの時期に既習内容の学力の定着を測るための第1回の検査と、ある一定の期間を経た、年度後半の時期にさらなる定着度を測るための第2回の検査の、年2回分の検査をセットで行うために補正予算に計上するものでございます。

この検査の実施につきましては、各学校がPDCAサイクルを回しながら、効果的な学力向上対策を講じて、生徒の学力向上を図るといったことにつながりますことから、生徒の学力定着と、教員の授業改善に大きく寄与するものと考えております。また、この検査

を委託する業者につきましては、令和3年度実施分から競争原理が働く形で選定することとしておりまして、年間2回分の検査をまとめて選定したいと考えております。

次に、その下にございます、外国語指導助手配置委託料についてでございます。県立の高校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため外国語指導助手、いわゆるALTを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。このALTは、自治体国際化協会のJETプログラムを通じた雇用と、民間企業による委託の2種類の雇用形態により行っているところです。今回の外国語指導助手配置委託料は、昨年と同様、各学校で指導に当たるALTのうち、5名の配置を民間専門業者に委託をするものでございまして、プロポーザルにより委託業者を選定するようにしております。

委託の理由としましては、本県の地理的な理由もあり、特に中山間の学校につきましては、移動に自動車の運転が必要となります。また、これらの小規模校では担当する授業数も少なくなるため、1名で複数校を担当する場合があります。JETプログラムのALTは、自動車の運転に制約がありますことから、移動の利便性を考え、一定委託のALTを配置をしておるところです。

またALTは、4月10日頃からの授業開始に合わせて各学校に配置する必要がありますが、4月に入ってから契約では間に合いません。この債務負担行為についての議決をいただくことにより、令和5年度中に業者の選定及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って県教育委員会と調整を行い、学校にALTを配置できるようになります。なお、委託料の金額につきましては、交通費、渡航費、住宅費、諸手当、保険、税金、ビザ取得等の手続代などを積算し、総額で委託することとしております。

高等学校課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中根委員 基礎学力把握検査等委託料についてお伺いします。これ29校ということですが、全高等学校になっていないのはなぜか教えてください。

◎並村高等学校課長 残る4校につきましては、総合学力テストを実施しておりまして、実施時期が7月になります。ということで、当初予算で対応できることとなりますので、今回はその4校を除いた学校数となっております。

◎中根委員 標準タイプ、基本タイプとあるというふうに書かれていますが、これそれぞれの意図というのはどんなものなんですか。

◎並村高等学校課長 標準タイプと申しますが、いわゆる進学希望者の多い学校での実施となりまして、先ほど申しました4校はそちらのタイプになります。一方、基本タイプというのが、今回の29校のものになります。

◎中根委員 例えばその基本タイプのところで、この標準タイプは7月に試験を行っているというふうにおっしゃいましたけれども、基本タイプは何月の試験なんですかね。

◎並村高等学校課長 テストそのものは4月に実施をしておりますが、春休みの事前教材も、3月合格者登校日の際に配布をしております。

◎中根委員 じゃあ、3月の事前教材を学習して、4月にテストを受けるということですか。

◎並村高等学校課長 はい、そうなっております。

◎中根委員 例えば1年生であれば、入学試験をして、そして学校に入って、さらに入ってすぐにテストという形になるわけですか。

◎並村高等学校課長 はい、そのようになります。

◎中根委員 本当にそのテストの、有効性と言うたらおかしいね、学力そのものを図ることになるのかどうか。本当にテスト漬けで、その時期にしても、私は全国学テ、それから県版学テについてもそういう思いを持っているんですが、子供たちにとっては大変な負担がある中で、本当に目の前の学力をつけることに、このテストの在り方がつながるんだろうかという思いがするんです。これは現場では長年続けてるとは思いますが、何年目になるのでしょうか。

◎並村高等学校課長 平成24年から全校で実施をしておりますので、10年ほどになるかどうかと思います。

◎中根委員 他県を見ると、こういうテストをやめてる県もあるわけですよ。高知県の場合に、ずっとやっているから踏襲というのではなくて、子供たちの実態を知る上で、本当に4月のテストが必要なのかどうか。入学テストを終えて、またすぐに4月の試験とか、2年生になってまたすぐの試験とか、そういうものが本当に学力を図るということになるのかどうかの検証というか、そういうのはされたことがありますか。

◎並村高等学校課長 確かに高校入試と時期は近うございますけれども、高校入試の学力検査を全校で共有をするとか、そういったことができないようになっておりますので、そういった意味では学力定着把握検査を実施することで、改めて全校でその生徒の学力を把握するということにつながっておると思っております。

◎中根委員 2年生、3年生についても、そういうことをやってるわけですよ。

◎並村高等学校課長 3年生につきましては、もう実施をしておりません。2年生も、4月に実施をしております。

◎中根委員 本当に学力を図るということにこのテストがなっているのかという、その子供たちの、また現場の負担感の検証の部分はどうですか。

◎並村高等学校課長 負担感につきましては、多少はあるとは思いますが、一方で学力を定着させるための、家庭学習等の時間の確保という面にも含まれてまいります。また学校のほうも早い時期にこの検査を実施することで、生徒の個々の状況をより把握できるというお声は聞いております。

◎中根委員 私はやはりこれをプロポーザルで、他の業者に委託するというよりは、学校教育の中で、その学校とところで、学力がついているかどうかの検証をするテストそのものはすべきじゃないかなと。毎年、本当に多額の予算をかけてるなという思いがあります。子供たちの負担感も含めて、それが学力につながる形をもう少し考えるべきだなというふうに思っていますが、その点はどうでしょうか。

◎並村高等学校課長 当然学校独自のテストも実施をしておるわけですが、この学力定着把握検査は、全国で一定数が受験する業者テストを活用するからこそ、全国的な指標での客観的な学力分析も行うことができるというふうに考えております。

◎はた委員 この業務委託の仕様書を見させていただいたんですけども、調査をして、採点をして、分析をすると。その分析をした結果を、高等学校課及び高校にお返しをするということに仕様書ではなってるんですけども、高等学校課としては、返ってきた成果物をどういうふうに扱っているのか。また、学校現場は、帰ってきた成果物をどういうふうに扱っているのか、まず実態についてお願いします。

◎並村高等学校課長 高等学校課のほうに提供していただくものとしましては、学校全体のものになっておりまして、個別の一人一人の生徒のデータはいただいております。学校ではそういった個々の生徒のものがございますので、当然生徒へのフィードバック等も行っております。

◎はた委員 県が契約するに当たっての仕様書の中に、その成果物に対して一部インターネット上で閲覧できるということも認めているわけですが、インターネット上でその成果物が見れるというのは、当然個人のもが見れるということではないけれども、学校間の状況が競争をあおるような形で扱われてしまわないのか、その一部インターネットで見れるというのはどんな状況なんでしょうか。

◎並村高等学校課長 学校ごとにパスワードを発行しておりますので、そのパスワードにひも付くものしか見えないですので、別の学校のデータを閲覧することはできないような状況にはなっております。

◎三石委員 いろいろ御意見出ましたけど、やっぱり、自分ところの生徒がどのぐらいの基礎学力がついてるのか。そしたら先生は、その子の基礎学力を高めるために、どういう指導せないかんと。他校とも比べ、全国とも比べ、どこが劣ってるのかと。それを先生方も分かるし、子供たちも分かる。そういう意味では、ぜひ継続してやっていただきたい。試験をやるというたら負担になる、それは多少あるでしょう。それと天秤にかけても、やっぱり実際どういうふうになってるかということを知ることは、子供にも教師にも大事。そういう意味で、ぜひ進めていってほしい。

それとね、私と考えが違う方もたくさんいらっしゃいますけども、学テ反対と。理由は色々あるでしょう。そういうことを言われる方もいますけども、私自身は、単に反対じゃ

なくて、先ほどから言われるように、全国でどの程度にいるのか、それをよく自分自身が知る、先生方も知る、そしてそれを補っていいものにしていく、これは非常に大事な貴重な資料ですよ。数字はうそつきません。そういう意味においても、継続してやっていただきたいというふうに思います。

◎並村高等学校課長 1点目のことですけれども、この検査結果を受けまして、各学校で学力向上プランというものを作成しております。この結果を今後どのようにしていくかというものを、計画を立てていただいた上で、高等学校課の学校支援チームのほうも、そちらの検証も行っているところです。そういったことで、各学校でのP D C Aサイクルがしっかり回るように支援をしております。

2点目ですけれども、やはり最近の高校生は、結構進学希望をする生徒さんが増えてきております。そういった意味でも、やはり全国的な自分の力というのを知る、1つのきっかけにもなると思っております。以上です。

◎はた委員 10年やってこられて、各学校でもプランをつくって改善を図っていくということで、当然成果物については担当課にも返ってきていると。その中で、学校現場に何が必要なのか、この10年やって学校現場をどう支援しなければならないのか、そういった分析、また実績というものがなければならないと思うんですが、どういう状況でしょうか。

◎並村高等学校課長 この10年間実施をしてきまして、基礎学力につきましては以前と比べると一定の成果、効果は出てきておると考えております。一方で、これからデジタル化のことを考えますと、そういったことに対する授業改善といったことにもこのデータを使っていくことで、また学校のほうも支援できればと思っております。

◎はた委員 環境改善をしていくという意味だと思われませんが、その中で人員体制の強化も不可欠だというふうに私には見えるんですけれども、その点ではどういうふうに評価されてますか。

◎明神委員長 何、分かった。どういう意味。

◎はた委員 先生を増やしていくということも、必要な支援の1つだというふうに、10年やってそういう評価は出てないんでしょうか。

◎合田教育次長 今の御質問は、この予算と直接関わりないんですけども、その先生の数については、このテストいかににかかわらず、その学校の状況、高知県の教育界の全体の状況を見つつ検討していくべき、全体の中で考えていくべきだと思います。

◎並村高等学校課長 なお、学校のほうには学習支援員という、教員ではないですけども、そちらを配置して、この基礎学力の定着にも一役買っておるところでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

ここで昼食のため休憩とし、再開は1時といたします。

(昼食のため休憩 11時56分～12時59分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

〈高等学校振興課〉

◎明神委員長 次に、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 お配りしております議案説明資料の青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課の1ページを御覧ください。

まず、繰越明許費の追加といたしまして、3,966万6,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは、新安芸中学校・高等学校の施設整備におきまして、今年度当初予算で計上しておりました、プール附属棟、更衣室でありましたり、トイレ、シャワー室の部屋でございます。この附属棟の改修工事等予算の繰越しをお願いするものでございます。

この改修工事につきましては、まず資材の搬入路を整備した後に改修工事に着手をすることとしておりましたけども、搬入路の工事中に発生をいたしました湧き水対策に時間を要しましたことから、プール附属棟改修工事への着手が予定より2か月遅れることとなりました。そのため、今年度内の完成が見込めなくなりましたために、令和6年度に繰越しをお願いするものでございます。プール附属棟の改修工事の完成につきましては、令和6年5月を見込んでおります。

次に、債務負担行為の追加について御説明をいたします。議案説明資料、次の2ページを御覧ください。これは、現在建築中であります清水高等学校の校舎棟及び体育館、多目的教室棟にネットワーク、教職員生徒のパソコン等をつなぐネットワークを構築するために、LAN整備委託を行うものでございます。清水高等学校の校舎棟等工事につきましては、令和6年9月末の完成に向け工事を進めております。

LAN整備の予算につきましては、令和6年度当初予算でお願いをすることとしておりましたが、現在、LAN整備に必要となります機器の納入に、約6か月程度の期間を要していることが判明いたしました。このことから、LAN整備に関して、本年度から着手をさせていただくための予算につきまして、債務負担行為予算の追加としてお願いをするものでございます。

当課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎明神委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 特別支援教育課の12月補正予算について、御説明させていただきます。お配りしております議案説明資料の特別支援教育課、インデックス1ページ、2ページを御覧ください。

県立特別支援学校8校の調理業務委託につきまして、債務負担行為により必要経費を計上させていただくものでございます。調理業務委託につきましては、特別支援学校14校中9校で学校給食を、また6施設において寄宿舎食の提供業務を民間業者に委託しております。受託業者が安定して調理員を確保するために、準備期間を設けることで、安心して安全な給食等の提供ができるよう、令和6年4月からの調理業務委託につきまして、債務負担をお願いするものです。今回は既に調理業務委託を行っている9校のうち8校が契約の更新となりますので、その経費として1億3,512万1,000円を債務負担で予算計上するものでございます。

特別支援教育課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大石委員 学校給食の特別支援ですからあれなんですけど、今全国で給食事業者がどんどん倒産してるという報道があるんですけども、そういう中で物価も上がってきて、食材が高騰してるとか、いろんな課題があろうかと思えますけれども、今回の場合はこの金額で十分、事業者の皆さんと相談して、安定して供給できるような体制になっているのでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 調理業務委託ですので、ほぼ人件費というものになります。食材費のほうは学校で給食費というところで集めておりまして、調理に係る業務になりますので、少し違うものになります。

◎はた委員 この給食費、費用についての取扱いはどういうふうになってるのでしょうか。

◎明神委員長 意味分かりましたか。もう1回言うて。

◎はた委員 現状、公会計制度を含めて、経費についてどういうふうな扱いになっているのでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 食材費につきましては、給食費として保護者から集めて、私会計で校長が徴収、管理しております。光熱水費につきましては、学校運営費として県費のほうで賄っております。

◎はた委員 給食に関わってということなんですけれども、給食提供するためには、つくる側と、食材があって、またそれが会計上きちんと整理されないといけないんですけれども、おっしゃった公会計制度の実態として、公会計制度を導入している自治体の状況というのも含めて、今回説明がある学校も含めてですけれども、どんな状況なのかというのは

分かるでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 公会計化につきまして、県内市町村の学校となりますと、導入済みが20市町村、実施予定が3市町村、実質無償化が9町村、導入予定なしというところもあるということで把握しております。

◎はた委員 この委託する山田特別支援学校を含めて、説明があった今回の業務委託先の学校についての状況はどうでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 全部の学校で私会計となっております。

◎明神委員長 これ給食で、委託やから。人件費やから。簡潔に。

◎はた委員 私会計ということなんですけれども、公会計にした場合は、学校給食の無償化というものの可能性というのはあるんでしょうか。

◎合田教育次長 公会計化にすることと無償化とは関係がございません。

◎はた委員 言い換えれば、無償化している自治体は公会計ではなく私会計なわけです。私会計であるということは無償化ができるし、公会計であれば、公会計をやめれば無償化もできるとは思うんですけれども、無償化ということは公会計が必要ないという意味ですけれども、この今回、私会計ということですので、会計上、無償化の可能性というのはあるということでもいいでしょうか。

◎合田教育次長 先ほど申し上げましたように、会計が私会計か公会計かということと、給食費を無償化するということは関係がございません。

◎橋本委員 この関連なんですけれども、私も一般質問の中で質問したことがあると思うんですけど、公会計化の方向性をしっかり県は探ります、やるように頑張りますみたいな話があったと思うんですよ。それは基本的には会計の透明化なんですよ。そういうことも含めた上でやっぱりきちっと。ただ材料賄い費について、当然それは保護者から、今私会計で集めてるんだと。それをもう公会計化するべきじゃないかというような議論があったと思うんですが、その辺の進捗状況というのはどうなってるんですかね。

◎合田教育次長 以前、橋本委員のほうから御質問いただきました。私どももやはり公会計化が必要だろうということで、その後、事務局内にワーキングチームをつくって、私をトップとして、公会計化の導入に向けて鋭意検討を進めております。以上でございます。

◎三石委員 委員長、議事の進め方ですけどね。議論をするということはどういうことと大事です。それ自体は否定しませんがね、やっぱり要点をまとめて簡潔にやらないと、私はどうかと思しますのでね。要点をまとめて、簡潔に言っていただくように、進行していただけないか。

◎明神委員長 はい。そういう意見がありますので、よろしく申し上げます。

質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎明神委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 令和5年度12月補正予算につきまして、説明をさせていただきます。お配りしております、議案説明資料の生涯学習課、赤いインデックスのつきました1ページをお願いいたします。

議案説明書（補正予算）の抜粋となります。ページ右側の説明欄のほうを御覧ください。中ほどから下になりますが、1 社会教育振興費及びその下の2 青少年教育施設管理運営費につきましては、教育長の総括説明のほうで説明しました幡多青少年の家及び青少年センターの人件費や、会計年度任用職員の経費に係るものでございます。次の、3 図書館管理運営費の一般職給与費につきましても、同様に県立図書館の人件費に係るものでございます。

その下の運営費は、県立図書館の会計年度任用職員の経費に係るもののほか、昨年7月に本社登記を香南市に移転され、昨日は今年度の高知県地場産業大賞受賞が発表されました、YAMAKIN株式会社から100万円の御寄附をいただきまして、その御寄附を活用しまして、県立図書館の図書購入費を増額するものでございます。YAMAKIN株式会社は、社名が山本貴金属地金株式会社であった平成3年に操業開始しました、香南市の香我美町にあります現高知第一工場により本県に進出をいただいております。それ以来、雇用を初めとする本県経済の活性化に、多大な御貢献をいただいているところでございます。

同社が、前回地場産業大賞を受賞されました平成20年度から、継続的に御寄附をいただいております。県民の読書環境の向上や人材育成に貢献したいとの御意向に沿って、多くの分野に応用が可能であるコンピュータープログラミングや、ウェブデザインなど、IT関連の図書を県立図書館で選書し、これまでに約5,300冊を購入してきております。これまでに購入してきました図書につきましては、オーテピア高知図書館の3階のほうにございます。専門書を多く取りそろえておりますビジネス、科学、産業、農業の専用スペースの中に、ヤマキン・ライブラリーというコーナーを設けまして、県民の皆様に御利用いただいております。このたびの御寄附につきましても、YAMAKIN株式会社の御意向に沿いまして、本県の人材育成などにつながる図書の購入に充ててまいりたいというふうに考えております。

補正予算の説明につきましては以上でございます。

続きまして、債務負担行為について御説明をさせていただきます。同じく議案説明資料の3ページをお願いいたします。

香南市の野市のほうに所在しております、青少年センター陸上競技場につきましては、競技場内にプロスポーツキャンプなどの誘致も考慮しました天然芝のフィールドを整備し

ております。こちらのほうにつきましては、委託業者による芝管理を行っております。来年度も引き続きこの芝を適正な状態で維持管理するため、年度当初から委託業者による適切な管理を行う必要があることから、令和9年3月31日までの3年間の債務負担行為について、前回、令和2年度になりますが、12月補正での計上をお願いするものでございます。

生涯学習課からの説明は以上となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大石委員 このYAMAKIN株式会社は本当に、毎年継続してすばらしい取組を続けていただけてますけど、感謝の気持ちといいますか、それは今まで何らかの形で表すようなことはあったんでしょうか。

◎原生涯学習課長 平成20年度、21年度につきましては、ふるさと寄附金という形で御寄附をいただいておりますので、そのことで感謝状をお渡ししておりました。その後、毎年のことになるので今後は必要ないという申出がございましたので、その後は高知県知事名で礼状を送付しているという状況になっております。

◎大石委員 分かりました。

それと補正予算とは直接関係ないんですけど、先日出た予算見積りの中で、芸西の天文台の改修という項目が入ってたんですけど、以前から議会でも何度か取り上げてきた問題ではあるんですけど、これはどれぐらいの規模を想定して一応見積りといいますか、出してるんでしょうか。

◎原生涯学習課長 芸西天文学習館のほうにつきましては、青少年センターの施設ということになります。昭和56年ということだったと思いますが、かなり老朽化しているということもありまして、改築の予算を見積りで要求をしておるところで、主に内容としましては設計費用などについて要求をしておるところでございます。

◎大石委員 改築ということは、改修とかではなくて、もう新規に建て替えるという認識でよろしいでしょうか。

◎原生涯学習課長 現時点では建て替えという方向で要求をさせていただいております。

◎大石委員 要求が通るかどうかだと思いますけど、ぜひ頑張ってください。大いに期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

◎はた委員 この芝生の管理についてお聞きをしますが、天然芝の管理ということなんですけれども、結構な額がかかっていますので、管理の実態について、どういう業務になっているのか教えてください。

◎原生涯学習課長 こちらの芝の管理につきましては、まず少し実態を説明しますと、主に週3回までの利用となっております。実際には週末、土日に2日やって、あと平日、主に水曜日を利用しております。空いた3日間について、芝の管理をするということになっ

てまいります。日頃、その3日間につきましては、チェックであるとか芝の状態を管理して、必要に応じて補修をしていくということになります。現在、実は芝の養生期間中がございます。冬芝を養生するために種をまいて、養生をしているというような状況でございます。

◎はた委員 主に人件費だと思うんですが、何人でされているのか、また1人当たりの給与とされる部分は幾らなのか。

◎原生涯学習課長 人件費という形ではなくて作業費という形で見積りを取っておりますので、給与が幾らかというところまで、申し訳ないですが把握をしておりません。

◎はた委員 作業費は幾らになるのか。

◎原生涯学習課長 細々した話になってまいります。ざっくり言いますと1年当たりで約1,580万円ほどになると思います。その半分程度の約800万円が、大体その作業費ということになっております。

◎はた委員 何人でされてるんでしょうか。

◎原生涯学習課長 先ほど言いましたように、日常的な管理につきましては、1人もしくは2人で行っていると聞いておりますが、例えば芝刈り機を入れるときなどは、3人から4人でやっておると聞いております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

生涯学習課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《請願》

◎明神委員長 次に、請願についてであります。

最初に請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」。学校安全対策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨、2022年度より高知県では、中学校全学年での35人学級編制が可能となった。これまでの県独自の措置（小学校1・2年生の30人以下学級、小学校3～6年生の35人以下学級）を拡大したもので、行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校3年生になるときにクラス数が減り1クラスの人数が急増する事態があることから、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにもさらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持ち解消、養護教諭などの全校配置のために、配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や小中養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員

に対する実際の配置数の率)が100%に達しておらず、全国でも最低レベルとなつてい
る。また、高知県では1か月以上も休んだ先生の代わりの先生が来ない事態が、2020年度
は60件、2021年度は84件、2022年度は78件もあった。正規教員を増やし、教員がゆとりを
持って子供と関わることで、その仕事の魅力を再生させることが、深刻な教員不足解消に
もつながる。

子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担
をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受ける権利を保障することは、貧困の
世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。

知的障害特別支援学校の深刻な過密状態の解消として2022年度に高知市に開校された分
校の教育環境の充実が求められる。また、今なお解消されていない過密状況の解決と知的
障害児教育の充実のためには、県立で寄宿舎のある知的障害特別支援学校(小中高)を高
知市に新設することが望まれる。

地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退する。学校が地域に
あることは重要であり、小規模校の存在は感染症対策上も必要である。

日本国憲法や子供の権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教
育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよ
う、教育条件整備について以下のことを請願する。

1 教育予算を増やし、次の施策を実現すること。

(1) 小学校、中学校、高等学校の全ての学年を30人以下学級にすること。

(2) 複式学級編制基準を県独自で引き下げ、小学校1年生の単式化と飛び複式学級を
解消すること。

(3) 給食無償化、副教材費補助など教育費の保護者負担をさらに軽減すること。

(5) 高等学校、大学などで学ぶ生徒への就学援助を充実すること。

(7) 特別教室へのエアコン設置、老朽化した校舎等の改修を進めること。

2 正規・専任の教職員を増やし、次の施策を実現すること。

(1) 国の定数を下回らないように学校に教職員を配置すること。

(2) 小規模校の多い高知県の現状を踏まえた独自の配置増を図ること。

(3) 休んだ教職員の代替をすぐに配置すること。

(4) 免許教科外の担任を減らすための配置増を図ること。

(5) 小学校の専科担当や児童生徒支援の教職員の配置を増やすこと。

3 特別支援教育の充実を図るため、次の施策を行うこと。

(1) 特別支援学級編制標準(現在は1クラス8人)を県独自に引き下げること。

(2) 新設知的障害特別支援学校(分校)の教育環境の充実を図ること。

(3) 高知市に県立で寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を100名規模で

新設すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会代表世話人、井上美穂ほか5,219人。

紹介議員、塚地佐智、中根佐知、細木良、岡本和也、岡田芳秀、はた愛。

受理年月日、令和5年12月15日。

以上でございます。

◎明神委員長 それでは順次、関係課からの参考説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 多数の請願項目をいただいておりますので、関係する各課よりそれぞれ所管する部分について御説明させていただきます。

まず、学校安全対策課からは項目1(7)特別教室へのエアコン設置、老朽化した校舎等の改修を進めるについて御説明させていただきます。

特別教室へのエアコンの設置についてです。県立学校については窓を開けての授業に適さないパソコン室や調理室、音楽室などを優先しながら設置を進めております。また、市町村立学校についても、各市町村で順次整備が進められています。公立小中学校については、国の学校施設環境改善交付金を活用することができますので、引き続き市町村に対しまして、こうした情報提供を行いながら整備を後押ししてまいります。

次に、老朽化した校舎等の改修につきましては、県立学校では長寿命化改修事業により対策を進めています。市町村立学校については、個別施設計画を策定し、老朽化した校舎等の長寿命化改修事業に取り組んでいます。

以上です。

◎蛭子小中学校課長 提出されております請願第1-1号のうち、項目1(1)、

(2)、(3)、項目2全て、項目3(1)が小中学校課の担当業務となりますので、この9つの項目を小中学校課より説明させていただきます。

まず、請願項目1(1)、30人以下学級の実現についてです。学力の問題や不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題の解決が求められる中で、本県では平成16年度から全国に先駆けて少人数学級編制の取組を行い、厳しい予算状況下ではありますが、昨年度、小学校と中学校の全学年に拡充し、35人以下学級編制を実施しているところです。

本県における少人数学級編制については、国加配のみで措置することができず、本県独自の加配措置を行うことにより実現しているものです。今年度は、少人数学級編制を行うために、国からの加配や県単独の加配を合わせて、81校に111人の教員を配置しているところです。仮に小中学校の全学年で30人学級編制を実施した場合、さらに約130人の教員が必要となり、さらなる県独自の加配を措置することは、厳しい財政状況、深刻な教員不足が続く現状において、全ての学年で30人学級編制を実施することは困難であると考えます。

少人数学級制度の継続及び拡大には、国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き国の定数改善の動向を注視しながら、国に対して加配定数の維持、充実を含めた定数改善について要望してまいります。

次に、請願項目1（2）複式学級の編制基準の改善についてでございます。本年度高知県では義務標準法上、小学校83校で171学級、中学校11校で11学級が複式学級となっております。特に小学校では、全体の45%の学校が複式学級を有するとともに、そのうち小学校1年生を含む複式学級は28学級となっております。また、欠学年があることで、連続した学年での複式学級が編成できない、いわゆる飛び複式のある学校は、県内で小学校6校及び中学校1校となっております。少子化の影響で、児童生徒数が年々減少している本県では、今後も飛び複式学級が一定数見込まれるところです。

このような状況において、小学校1年生の複式学級及び飛び複式学級を解消するために、学級編制基準の引下げを行うことは、大変多くの教員定数が必要となるため、厳しい財政状況から高知県独自での対応は困難であると考えます。そのため国の定数改善等の動向を注視しながら、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに、国に対して複式学級編制基準の改善について要望しているところです。

次に、請願項目1（3）の給食の無償化など、教育費の保護者負担の軽減についてでございます。学校給食は、児童生徒の健康の保持増進や食育の観点などから、教育の一環として大変重要な役割を担っていると考えており、県内一部の市町村においては、独自の判断により学校給食費の無償化が実施されております。しかしながら、学校給食の役割は全国共通のものであり、その無償化につきましては地域によって、あるいは自治体の財政力によって差が生じることがないように、国の責任によって行われるべきものと考えます。

こうした考えに基づき、県においては本年3月と5月に、学校給食費の負担軽減につきまして、本県独自で国に対して政策提言を行ったところです。また、現在文部科学省は、この6月に策定された、こども未来戦略方針を踏まえ、学校給食費の無償化の実現に向けての実態調査あるいは課題の整理などを行っている段階です。県教育委員会としましては、国や市町村の今後の動向を注視していきたいと考えております。

また、就学困難な児童及び生徒の保護者に対しては、副教材費を含む学用品費や修学旅行費、クラブ活動費等について、就学援助制度により市町村が援助を行っておりますので、県としてもこの就学援助制度が有効に活用されますよう、市町村に要請してまいります。

次に、請願項目2（1）教職員の確保についてでございます。市町村立学校の教員の定数は、法律によって毎年の学級数等から算定される基礎定数と、毎年国の査定を受けて配分される加配定数を合計したものになります。特に加配定数については基礎定数と異なり、次年度以降の配分が十分に見通せないところがあります。そのため一定数の定数内の

臨時教員を確保し、配置を行っているところです。

令和3年度、4年度と、充足率100%を達成してきた本県ですが、全国的な教員不足の影響を受け、今年度の充足率は99.6%となりました。今後は来年度に向けて、追加特別選考審査による新規採用者の確保や、退職予定者に対して積極的に再任用等の働きかけを行うなど、人員確保に努め、義務標準法による定数を充足するように取り組んでまいります。

次に、請願項目2(2)教職員の独自の配置増についてでございます。本年度、本県の公立小中学校において、学級数が3学級以下の小学校は13校で、全小学校の7%、同じく3学級以下の中学校は13校で、全中学校の13.4%となっており、特に規模の小さい学校も一定数存在するとともに、今後もこのような学校の増加が見込まれています。そのため、支援には多くの加配が必要となり、高知県独自で配置増を図ることは、厳しい財政状況下において困難なところです。

次に、請願項目2(3)教員の代替者の配置についてでございます。教員の配置につきましては、年度途中の対応も含めて、県教育委員会の責任のもと計画的に人材を確保し実施すべきものと考えております。しかしながら、全国と同様に本県も大量退職に伴う採用数の拡大により、新卒者や臨時教員の多くが正規教員として採用されていることから、特に年度途中の欠員に対応する臨時教員の確保が極めて困難な状況となっております。

未配置の解消に向けて、県教育委員会では市町村教育委員会と連携し、退職教員等への働きかけを積極的に行ってきました。また、新聞広告やテレビ、ラジオ等を通じて臨時教員を募集し、教員免許状保有者の掘り起こしにも努めているところです。さらに、SNS等を活用した県内外への発信や、本県採用審査を受審された他県出身者に対する呼びかけも行っております。今後も引き続き様々な手だてを用いて、できるだけ早く代替教員を配置できるよう努めてまいります。

次に、請願項目2(4)免許教科外の担任についてでございます。本県の市町村立中学校は、5学級未満の小規模校が全体の60%を占めており、5学級未満の中学校は配置定数が少ないため、技能教科については免許外指導を行う場合が少なくありません。仮に、加配措置により免許外指導の解消を図った場合、140以上の県独自の定数が必要となり、厳しい財政状況や人員確保の面から困難であると考えます。また、小規模校が点在する市町村では、各中学校間の距離も大きいため、兼務による解消も難しい場合があります。

免許外指導の解消に向けた取組の1つとして、対象教科の免許状を保有している非常勤講師の配置を行い、本年度は延べ5校で免許外指導の解消に努めました。そのほかに兼務発令により、11校分の免許外指導の解消にも努めております。また、免許外教科指導等の解消とはならないものの、令和4年度からは県教育センターに各技能教科についての専門性を有する免許外教科専門支援員を配置し、免許外指導担当者に対して、ICTを活用し

た事業支援を実施することで、教育の質の担保とともに免許外指導担当者の負担軽減を図っているところです。引き続き、技能教科の採用枠拡大や、兼務発令を含めた効果的な人事配置による免許外指導の解消及び遠隔教育システムの充実を図ることで、免許外指導の質の向上等に取り組んでまいります。

次に、請願項目2（5）専科教員や児童生徒支援の配置についてでございます。本県の小学校教科担任制につきましては、令和4年度、加配教員を68名配置し、兼務校を含めて78校で専科指導を実施しました。令和5年度は、より専門的な教授が行えるよう、人事異動における公私間交流を拡充し、中学校教員の小学校への配置数を増やしましたが、全国的な教員不足から人員の確保につながらず、加配教員の配置は55名、兼務校も含めて69校での実施となっております。小学校教科担任制の取組は、小中学校の円滑な接続を図るとともに、学級担任の持ち時間数の軽減や、児童生徒と向き合う時間の確保等につながるため、本県の教育振興における重要な施策の1つとして、県下全域に拡大していきたいと考えております。また、小規模複式校の多い本県において、国の加配を活用し、専科教員を充実させていくためには、複数校を兼務し、国の加配要件を満たすことが必要となります。今後も引き続き効果的な兼務校の組合せ等について、市町村教育委員会と協議を重ねるとともに、国に対しては小規模校への専科教員の配置も見込んだ加配の要望を上げていきたいと考えております。

児童生徒支援加配は、学力課題に対する教育支援や、生徒指導上または進路指導上、特別な配慮が必要な児童生徒への対応や指導等を行うための国の加配であり、本年度は82名を配置しております。今後も学校の状況や課題の大きさなどを勘案し、より効果的な加配措置が行えるよう、国に対して必要な児童生徒支援加配数を要望してまいります。

最後に、請願項目3（1）特別支援学級編制についてでございます。国の定める特別支援学級編制の標準である1学級の上限児童生徒数8名を切り下げ、小人数化して対応することは、教育効果を上げる一つの手だてであると考えます。しかしながら、仮に、特別支援学級の編制の基準を6人とした場合、今年度であれば60以上の定数が必要であり、それ以上の特別措置を行ったとすれば、さらに多くの定数が必要となることから、厳しい予算状況のもと、本県独自に定数の改善を図ることは困難であると考えます。そのため本県においては、多人数の特別支援学級がある場合や、重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、個別の状況に応じて市町村教育委員会と協議の上、児童生徒支援のための加配を措置しているところです。

以上でございます。

◎並村高等学校課長 請願項目1（1）、1（5）について御説明いたします。

まず請願項目1（1）30人以下学級についての項目でございます。教職員の配置は高校標準法の定めによることが原則であり、生徒数が減少している現状において、教職員数の

大幅な増加は難しい状況です。しかしながら、これまでも本県の教育課題の解決のため、県独自の加配定数を積み上げ、習熟度別学習や指導方法の工夫、改善など学力向上支援、対策を行ってきました。また、高等学校では、習熟度別授業や選択科目別の授業で少人数指導を行っております。さらに平成26年度から、教員とともに学習指導を行う学習支援員を授業や補習で活用するなど、個に応じた指導にも努めております。さらに、小規模の高等学校におきましては、令和2年度より生徒が希望する大学等への進学のための教科選択ができるよう、教育センターから遠隔授業を配信をし、少人数授業も開講しています。今後とも、生徒へのきめ細やかな指導、支援を行うことができるよう、授業改善に取り組むとともに、教育環境のさらなる充実を図るために、教職員の加配措置を国にも要望していきたいと考えております。

次に、請願項目1（5）就学援助の充実についての項目でございます。高等学校においては、平成26年度に創設された修学支援金制度によって、授業料の実質無償化と同様の効果となる支援や、教材費や部活動に係る費用など授業料以外への支援策として、より経済的に厳しい世帯を支援する目的で創設されている奨学給付金制度によって、保護者の負担軽減を図っております。今後も奨学給付金制度における所得制限の緩和や給付額の改善など、より一層の充実が図られるよう、全国都道府県教育長協議会などを通じまして、引き続き国に要望してまいります。

以上でございます。

◎濱田特別支援教育課長 請願項目3（2）、3（3）について御説明いたします。

請願項目3（2）新設知的障害特別支援学校（分校）の教育環境の充実を図るについてです。県教育委員会は、県中央部の知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課題を解決するため、日高特別支援学校高知しんほんまち分校を令和4年4月に開校いたしました。本校では、生徒の障害の実態に応じた基礎的な職業教育を行うとともに、地域の企業等の協力を得て、近隣施設の清掃や、量販店のバックヤードなどを活用した取組を通して、就労を目指した取組を進めております。学校施設については、職業教育に必要な備品の整備やトイレ改修など、生徒が安全で安心して学びやすい環境整備に努めております。また、運動場やプールについては、体育の授業は体育館で行うとともに、授業内容に応じて外部の施設を活用することで対応できております。

県教育委員会としましては、高知しんほんまち分校に入学する生徒が、卒業後の自立と社会参加に向け意欲的に学べるよう、引き続き教育環境の充実に取り組んでまいります。

続きまして、請願項目3（3）高知市に県立で寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を100名規模で新設するについてです。県中央部の知的障害特別支援学校の狭隘化対策として、令和4年4月に高知しんほんまち分校を開校し、現在、中高等部で20名の生徒が学んでおります。開校以来、県中央部の知的障害特別支援学校は、目安人数内に収

まっております、一定狭隘化の解消につながっていると考えております。また、高知市内の小中学校における知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒数、県立の知的障害特別支援学校の児童生徒数ともに横ばいとなっており、増加傾向は見られません。これらのことから、現在、高知市内に寄宿舎のある知的障害特別支援学校の新設は必要ないと考えています。しかしながら、児童生徒数の増減については、年度によりばらつきがあることから、引き続き注視していく必要があると考えています。

以上で説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 この請願内容のどれもが、県の教育委員会にとっては目指すべき方向、必要な手だてだと思っているかどうか。その受け止めについて、まず教育長にお聞きをいたします。

◎長岡教育長 教育環境をよくしていくということについては、やはり我々として目指していかなければいけないことだというふうには考えております。ただ現実的にできるかどうか、県単独でできるものなのかどうなのか、それは検討しなければならないし、やはり国としてやってもらわなければならない、そういったことについては国を動かしていけないといけなと、そういうふうには考えております。

◎中根委員 国に向かっても、いつも御努力をされて声を上げていることは承知をしていますけれども、子供たちの成長にとって、年月がたつということは、子供たちが大きくなって学校を卒業していってしまいますから。その点でさらに努力をするという方向も含んで、その中でも待ったなしの、こうした請願についてお考えしていただいていることと思いますけれども、そのあたりの協議の実情はどうなんでしょうか。

◎長岡教育長 例えば、先ほども申しましたけれども、やはり教員の負担軽減をすることか、そういったことを具体的に何ができるのか、国のお金をどうやって取ってきてやれるのか、そして例えば加配を要望して、少しでも学校に定数を配るとか、そういったことは常に考えて実施をしてきているというところではあります。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」。幼保支援課。

要旨、2020年4月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料（施設整備費等を含む）の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乗せ

して減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には、一定額の減免が実現した。このように、多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。

さらに平均15万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えてきているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成高校生1人当たり単価は、37万6,922円（2023年）なのに対し、公立高校の場合（公立高校生1人当たり消費的支出）は147万9,005円（2018年）で、約4倍の格差がある。

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金である。公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけるよう、請願事項の実現を強く求める。

1 保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

2 経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。

3 教育予算を増額すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、高知私学助成をすすめる会会長、岡村佐由紀ほか9,542人。

紹介議員、塚地佐智、中根佐知、岡田芳秀、岡本和也、はた愛、細木良。

受理年月日、令和5年12月15日。

以上でございます。

◎明神委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 幼保支援課でございます。請第2-1号につきまして、当課が所管する私立幼稚園に関する部分、御説明いたします。

まず、請願事項の1つ目、保護者の教育費負担の公私間格差の是正でございますが、就学前に関しましては、令和元年10月、幼児教育の無償化がスタートしておりまして、幼稚園や保育所等を利用する3歳以上の全ての子供の利用料が、一部上限が設けられていますが、公立、私立を問わず無償となっておりますため、保護者負担にほとんど差はないものと考えております。

次に、2番の経常費助成補助の県加算額を幼稚園・小学校にも拡充すること。そして3の教育予算を増額することは、関連しますので併せて説明いたします。

幼稚園の運営費につきましては、平成27年度スタートした子ども・子育て支援新制度に基づきまして、保育所や認定こども園などと共通の給付制度により給付が行われております。その給付の額の基準は、国が人件費や教育材料費など、教育保育に通常要する費用を

勘案して公定価格を定めておりまして、それに基づいて給付されているもので、施設の種類や規模など、条件が同じであれば全国同じ金額となっております。また、この公定価格は、若干ではありますがほぼ毎年ベースアップが図られるとともに、様々な加算についても充実が図られているところです。

一方、この子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園もございます。本県では1園ございますが、この幼稚園につきましては従前からある私学助成による経常費助成補助が継続して行われております。これは、国から示される国庫補助単価と地方交付税の単価を合算した金額を県が補助金として交付していますが、その金額も年々微増しております。

このように、幼稚園や保育所等の運営費への支援は充実が図られていますが、今後も県内各園が、教育保育を提供する上で適正な金額が確保されるよう、国の動きを注視していきたいと考えております。

当課の説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

これで、教育委員会に係る請願を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けるとにします。

最初に、個人情報の不適切な取扱い事案について、高等学校課と特別支援教育課の説明を求めます。なお、質疑は併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎並村高等学校課長 県立高等学校で発生をいたしました、個人情報の不適切な取扱い事案について、説明をさせていただきます。総務委員会資料、報告事項の赤いラベル、高等学校課の2ページをお開きください。

事案の概要としましては、県立中芸高等学校において、金融機関に送付すべき高等学校授業料等の口座振替に関する書類を、誤って別の業者に郵送したというものでございます。

事案発覚の経緯及び対応状況について説明をいたします。令和5年10月16日月曜日、県立中芸高等学校の事務職員は、金融機関に送付すべき「高知県立高等学校授業料等振替指定口座登録依頼書」、「高知県立高等学校授業料等口座振替引落明細通知書」及びそれらの「送付票」を、誤って学校と取引のある別業者に郵送をいたしました。令和5年10月18日水曜日、誤送に気がついた業者から学校に連絡があり、学校は直ちに誤送付された書類の回収を行い、ほかに個人情報の漏えいがないことを確認した後、正規の送付先に届けま

した。また、後日、対象生徒の保護者に謝罪を行いました。

個人情報の誤送付は、個人のプライバシーが侵害され、大きな被害を与える可能性があり、学校に対する信頼を失墜させることになるため、その管理や取扱いは各学校において厳格に行われるべきものです。県教育委員会では再発防止に向け、全ての県立学校長に対し、個人情報を含む書類等を厳格に管理すること。また、教職員に対して、個人情報を含む書類を送付する際の作業手順を再確認し、送付先がたとえ1か所であっても複数名でのチェックを徹底するなど、個人情報の管理を一層徹底するよう求めているところです。

高等学校課からは以上でございます。

◎濱田特別支援教育課長 県立特別支援学校で発生しました個人情報の不適切な取扱い事案について、説明させていただきます。総務委員会資料、報告事項の赤ラベル、特別支援教育課の1ページをお開きください。

事案の概要としましては、県立日高特別支援学校において、2名の生徒の保護者それぞれに配付すべき文書を、誤って1名の生徒に配付したというものでございます。

事案発覚の経緯及び対応状況について説明いたします。令和5年11月17日、同校教諭はクリップ留めされていた異なる保護者宛ての文書2枚のうち、1枚目の文書に記載されていた氏名のみを確認し、2枚を一緒に同校生徒1名に配付しました。同日、文書を受け取った保護者から学校に連絡があり、誤配付が発覚しました。その後、学校はすぐに誤配付のあった両方の生徒の保護者に電話で謝罪を行いました。後日、学校は誤配付した文書を回収し、対象生徒の保護者に手渡し、直接謝罪を行いました。

県教育委員会では再発防止に向け、全ての県立学校長に対し、個人情報を含む文書は必ず封入し、複数名で封筒の内容確認及び封入前の確認を行い、管理職が最終チェックを行うなど、組織として確認できる体制の構築を求めているところです。

特別支援教育課からは以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、学習アプリケーションへの不正アクセスによる個人情報漏えいについて、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 学習アプリケーション「ClassPad.net」への不正アクセスによる個人情報漏えいについて、説明をさせていただきます。お手元の資料、報告事項の高等学校課、3ページをお開きください。

令和5年10月18日水曜日に、県立学校11校で利用しております学習アプリケーション「ClassPad.net」を管理運営するカシオ計算機株式会社から、開発環境部門のデータベースに対して外部からサイバー攻撃が行われ、個人情報が漏えいしたとの報告がありました。

昨年度に利用していた学校を含めて、県立学校15校においてアカウント情報を登録していた生徒、教員及び県教育委員会事務局のユーザーの計4,238件の個人情報が漏えいしたと見られています。

漏えいした個人情報の内容は、生徒、教員の氏名、県が貸与しているGメールアドレス、学校名、学年・学級、出席番号、「ClassPad.net」サービスの利用履歴などとなります。

対応について説明いたします。10月20日金曜日付で、県立学校での「ClassPad.net」の利用を停止するとともに、カシオ計算機に対しましては、被害状況の詳細等を確認するように要請をいたしました。併せて、該当校と生徒、保護者に対して、個人情報漏えいが発生したことを周知し、二次被害が発生した場合には、学校または県教育委員会に連絡するよう依頼をいたしました。

11月8日水曜日に、カシオ計算機から、安全対策として、今回不正アクセスを受けた開発環境をネットワークから遮断をし、アプリの運営環境には外部からの侵入を防御し検知する複数の仕組みを取り入れたこと、第三者専門機関による脆弱性監査を行った結果、安全性に問題がなかったことの2点が報告されました。そのことを受けまして、県教育委員会ではその内容を確認し、今後の運用における安全性が確保されたとして、11月27日月曜日付でアプリの利用を再開いたしました。

なお、学校や保護者から県教育委員会に対して、二次被害等の報告はございませんでした。

また、利用に際しての安全性は確保されておりますが、念のため利用の再開に当たりましては、今後のアプリの使用に際して学校IDを変更したこと、県が対応しているGアカウントのパスワードの変更を行うことといたしました。

高等学校課からは以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 この問題に対する対応なんですけれども、外部からのサイバー攻撃という、これは犯罪に等しいことではないかということで、警察への相談だとか、そういった専門機関への、サイバー攻撃に対する調査をできるようなところへの相談というのはされたんでしょうか。

◎並村高等学校課長 県教育委員会としては行っておりませんが、カシオ計算機株式会社のほうでは行っておると聞いております。

◎はた委員 犯罪としての扱いだっただけかどうか、調査の結果はどうだったのか、それについての報告はできればお願いしたいのですが。

◎並村高等学校課長 カシオ計算機からのその報告はまだ来ておりません。恐らくまだ捜査中ではないかと存じております。

◎西内委員 このカシオ計算機の件だけじゃなくて、将来にわたって不正アクセスによるこういった事件というのは、当然起こり得るということは想定されるわけで、その都度、必要な対処をしていかなければいけないんだと思うんですけども、こういった不正アクセスによって、被害が生じた場合に、例えば管理運営してるところがどういう補償をしてくださるのかとかいうことについては、従前に契約の段階で一定、定めがあるものですかね。

◎並村高等学校課長 こうした契約の場合には、仕様書のほうでそういったことを定めて契約しております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎明神委員長 続いて、警察本部について行います。

初めに、議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、会計課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎高清水警察本部長 それでは、第11号議案職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明いたします。お手元の青色インデックスの警察本部、議案補足説明資料の2ページを御覧ください。

本議案は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定をするとともに、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給をしようとするものです。

改正の具体的な内容については、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきます。

次に、第1号議案、令和5年度高知県一般会計補正予算所管分について御説明を申し上げます。議案補足説明資料の3ページをお願いいたします。

今議会をお願いしております補正予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、警察総務費の総額2億8,093万6,000円の増額となっております。この内訳は、高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に基づく人件費の補正や時間外勤務手当の特別要求など、人件費に係るものであります。

次に、繰越明許費補正に関しましては、続きまして4ページをお願いいたします。款14警察活動費の欄に記載のとおり、1,078万円となっております、交通安全施設整備費につきまして繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為に関しまして御説明いたします。次葉の5ページをお開きください。警察本部といたしましては、下から2項目の運転免許証更新時講習委託料から、次の6ページの調理業務委託料までの3項目、総額で1億4,195万4,000円の債務負担行為

の追加をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、後ほど会計課長から説明をさせます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

〈会計課〉

◎明神委員長 続いて会計課長の説明を求めます。

◎山本警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料青色インデックスの警察本部、議案補足説明資料7ページ、公安委員会補正予算総括表をお願いいたします。

12月補正予算見込額は、2億8,093万6,000円の増額であります。

歳出予算につきましては資料の次の8ページを御覧ください。上から3段目、目2警察本部費の右側説明欄に記載のとおり、全て人件費であります。人件費補正の内訳は、給料は5,920万9,000円、職員手当等が1億6,635万2,000円、共済費が5,537万5,000円、それぞれ増額となっております。

次に、繰越明許費補正につきまして、資料の9ページを御覧ください。今回お願いしております繰越明許費の補正は、交通安全施設整備費の事業です。道路管理者が行う道路改良に伴って、交通信号機の信号柱を移設するものですが、道路工事の遅延により、令和5年度中に工事が実施できないことから、繰越しをお願いするものであります。

次に、債務負担行為につきまして、資料の10ページを御覧ください。今回お願いしております債務負担行為は、3つの事業であります。

1つ目の運転免許証更新時講習委託料の4,674万1,000円は、運転免許証の更新を受けようとする優良、一般、違反者、初回運転者、それぞれに対する講習を委託するものです。なお、通年であれば2か年の契約とするところ、令和7年度にオンライン講習が開始され、講習の仕組みが変わり、委託業務の見直しが必要になるため、今回は令和6年度分のみとなります。

2つ目の運転免許停止処分者講習等委託料の4,861万4,000円は、短期、中期、長期、それぞれの運転免許停止処分者に対する短縮講習を委託するものです。

3つ目の調理業務委託料の4,659万9,000円は、警察学校における給食の調理業務を委託するもので、3か年の契約を予定しております。

いずれの業務も令和6年4月以降の案件ですが、契約までの準備期間などを考慮しまして、今回の補正予算をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 運転免許の更新委託料について、お聞きをします。例えば高齢者の割合が増えているかと思うんですけども、高齢者学級というか、特別な高齢者向けの枠というか、そういった取組というのはされてるんでしょうか。

◎**室津交通部長** 運転免許の関係でございますが、高齢者講習ということで、令和4年の5月13日からは新認知機能検査の導入であるとか、運転技能検査の新設、あるいは高齢者講習の一元化、サポートカー限定免許の創設等の施策が免許センター等で実施されているところでございます。

◎**はた委員** この高齢者学級の対象者の年齢というのは、現状どうなっているんでしょうか。実態に合っている状況でしょうか。

◎**室津交通部長** まず臨時認知機能検査を説明しますけれども、75歳以上の免許保有者が、認知機能が低下した場合に行われやすいものとして、政令で定める行為をしたときに、その者に対しまして臨時に認知機能検査を行っております。これにつきましては、令和4年の対象者は1,649人でありまして、そのうち1,334人がこの検査を受検されております。

それから高齢者講習でありますけれども、臨時認知機能検査を受けた者が、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを示す一定の基準に該当したときは、その者に対しまして臨時認知機能検査に基づいて、臨時に高齢者講習を行っております。これにつきましては、令和4年の臨時高齢者講習対象者は42人でありまして、そのうち33の方がこれを受講しております。

このような形で認知機能検査あるいは高齢者講習、このようなものを実施しておりますところでございます。

◎**はた委員** この高齢者学級の年齢についてなんですけれども、事故のよく起きる、被害者も加害者も高齢化してきていると思うんですけれども、そういう意味で高齢者学級の年齢幅というのを、現状のままでいいのかどうか。またその検査の内容なんかも、もうちょっとピンポイントに改善をしていくということが可能なんではないか。自治体ごと、その高齢化率というのは違いますので、東京と高知では全然対応の仕方というのは変わってくると思うので、高知県独自の高齢者学級に対する対応というのを、もうちょっと実態に合った形に改善ができるのかどうかという、お聞きをしたいと思います。

◎**室津交通部長** 今説明しましたのは、道路交通法で定めます、いわゆる免許の更新であるとか、それから実際に免許をお持ちの方が違反をしたであるとか、認知機能が低下したとか、そういう方に対する法律で定められた施策でございます。委員がおっしゃる高齢者講習と、県独自というようなところにおいては、高知県警では、例えば事故をされた方であるとか、それから老人クラブ等に入会されていない、日頃いろいろな交通安全の講習などの機会に接しないお年寄りの方とか、そういう方を集めて、そういう交通安全の講習、勉強の機会を県下のできるだけ各地区で設けております。

◎**中根委員** 別の件ですけれども、警察学校、調理業務の委託についてです。この4,659万9,000円、この金額は人件費だけなのか。委託なので、この間の令和6、7、8年度の

食材も含めた、全体の運営をするための額なのか、そのあたり教えてください。

◎山本警務部参事官兼会計課長 これは食材費につきましては、基本学校が学生にある一定もらっているようにしております。献立とかも含めまして人件費、献立を自分たちで調理するというところの契約となっております。

◎中根委員 先ほども、ほかのところでもそうだったので、そうかなというふうに思ったんですけども、人件費そのものが今もう少し高いものにといいか、給料を引き上げてという世の中の傾向がある中で、この委託費用というのは、そういう発想があつての金額になっているのかどうか、そのあたりはどうですか。

◎山本警務部参事官兼会計課長 これにつきましては、複数業者から見積りを取っておりまして、そこを精査しており、物件費のほうも、単価表を基準に試算をしておるところであります。あと前回の入札率が76.4%と低かったような状況も考慮いたしまして、前回の落札金額よりは740万円、約19%増額という要求をして、適正にしているものと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎明神委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎高橋監査委員事務局長 タブレットまたはお手元の監査のインデックスがつけました、資料の2ページを御覧ください。

監査委員事務局の補正予算につきましては、右の説明欄にございますように、代表監査委員の人件費10万7,000円、監査委員事務局職員の人件費437万6,000円、会計年度任用職員の人件費24万5,000円の合計472万8,000円の増額をお願いをしております。

補正の主な理由としましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の改正案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、職員の新陳代謝によるものでございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎明神委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎澤田人事委員会事務局長 お手元のタブレット、紙の資料では資料②議案説明書（補正予算）の302ページを御覧ください。

人件費280万5,000円の減額補正でございます。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、職員の死亡退職及び新陳代謝等によるものでございます。

補正に関します説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、人事委員会事務局から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

職員採用試験における問題用紙の誤配付について、人事委員会事務局の説明を求めます。

◎澤田人事委員会事務局長 お手元のタブレット、今資料を御用意いたしておりますので、少々お待ちください。ファイルとじの資料は、人事委員会のラベルの資料を御覧ください。

1 事案の概要ですが、本年11月5日に実施いたしました、高知県職員採用大学卒業程度試験（特別募集）のうち、4ポツ目に記載しております東京会場におきまして、試験区分、「行政」の「論文試験」を実施した際に、受験者1名に、本来の問題用紙とは異なる用紙を誤って配付したものでございます。

試験終了後、試験員が問題用紙を回収した際に誤配付に気づきまして、その場で受験者に謝罪するとともに、御本人の承諾をいただいた上で、本来の問題用紙を使用して試験のやり直しを行いました。

誤配付の原因としましては、人事委員会事務局担当者が問題用紙をプリントアウトする際、作業前に取り忘れられていた別の印刷物1枚を誤って取り込んでしまい、その後の確認が十分でなかったものと考えております。

誤配付はあってはならないミスであり、今後は再発防止のため、印刷時に印刷物が正しいことを複数の担当者で確認いたしますとともに、問題用紙を裏面からでも正しい用紙であることが認識できるように、裏面に新たに試験区分を印字するといった防止策を徹底しまして、再び同じミスが生じないように努めてまいります。

このたびは職員採用試験の信頼に関わる重大なミスを生じてしまいましたこと、そして

何より、受験者の方に多大なる御迷惑をおかけしましたことを、心からおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎明神委員長 次に、議会事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎山本議会事務局長 議会事務局からは、補正予算2件をお願いしております。

議会事務局の議案補足説明資料の2ページを御覧ください。左から2つ目の補正前の額の欄になりますが、令和5年度の当初予算額は10億6,000万円余りですが、今回補正額として1,353万6,000円の増額をお願いしております。

補正予算の内訳は、右の説明欄を御覧ください。1人件費の一般職給与費1,140万3,000円は、県人事委員会の勧告に基づく、事務局職員の給料月額及び勤勉手当等の改定に伴う増額を見込んだことに加えまして、4月の人事異動によって職員構成が異なったこと、また、時間外勤務手当額の不足分などによるものでございます。

次の2事務局運営費の213万3,000円につきましても、県人事委員会の勧告に基づき、各会派等に配置しております会計年度任用職員の報酬、給料月額及び期末手当の改定に伴う増額を見込んだものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

以上で議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっておりませんので、先に請願と意見書を議題といたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

《請願の審査》

◎明神委員長 では、請願について審査を行います。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をするための請願について」を議題

とし、審査をいたします。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 我々は別の考え方ですので、これには賛同いたしかねます。以上です。

◎明神委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1-1号の請願を、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査をいたします。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 同じく、請第1-1に続いて、2-1も賛同をいたしません。

◎ 今この分については、やはり東京都等また大阪、首都圏ではこの形が議論もされていますけども、あくまで地方については国がやらしてもらわないといけない部分ですので、国の動きを待ちたいと思うので、賛同はできません。

◎明神委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2-1号の請願を、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎明神委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

「政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書(案)」が、日本共産党、自由民主

党、県民の会、一燈立志の会、公明党から提出されておりますので、お手元にお配りしてあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ どうでしょうか。

◎ いいよ。はい。

◎ いいですか。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することにいたしたいと思えます。

次に、「政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民の会から提出されております。

また、「政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書(案)」が、自由民主党、一燈立志の会、公明党、自由の風から提出されております。

この2件の意見書案は関連しますので、一括して協議を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

意見書案の朗読は省略したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 再発防止はもちろんですけれども、抜本的な改正そのものがないと、再発防止にはならないので、どちらもみんなで可決をしたいというふうに思っています。

◎ 我々は提出させてもらっておりますので。細部において、そちらのほうには乗れませ

んもので。済みませんが。

- ◎ ほな2つとも不一致ね。
- ◎ 僕は〇〇〇のやつにも乗るで。
- ◎ 私たちも乗ってもいいですよ。
- ◎ まとめれないですかね、これ。同じようなのを2本出すのは変な話や。
- ◎ まとまらんやろ。
- ◎ 禁止って、どこがいかんが。
- ◎ ここが書き過ぎた。
- ◎ 細かく書かんと。抜本的改革にならん。
- ◎ パーティー券を寄附として位置づけって、どういう意味ですか。政治資金パーティー自体をもう、したら駄目ってこと。
- ◎ 団体献金が全面的禁止ということで。パーティー券についても、寄附というふうに、きちんと今の政治資金規正法の中で位置づける必要があると。そういう改正が必要だと。で、今回、社会問題になっているパーティー券の問題を、同じようなことを繰り返さないためには。
- ◎ 分かった。もう分かりましたき。
- ◎ 法改正がやっぱり要るといことじゃないかなという意味で書いてます。
- ◎ 3番が一致。
- ◎ 2番が乗れない部分があります。
- ◎ 1つが不一致、もう1つが修正なしの一致と。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、日本共産党、県民の会提出の「政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書（案）」は、意見の一致を見ないので、議会運営委員会に差し戻すこととし、自由民主党、一燈立志の会、公明党、自由の風から提出された「政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書（案）」については、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

お諮りいたします。ほかの委員会の採決がまだ終わっておりませんので、本日の委員会は終了とし、採決については明日、22日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、採決については、明日22日の午後1時から行います。

他の委員会の状況で遅れることがあれば、事務局から連絡させていただきますので、よろしく願います。

本日の委員会は、これで閉会をいたします。

(14時38分閉会)